資料編

資料１　防災組織・活動体制関係

１－１　小山市防災会議条例（昭和38年３月16日 条例第２号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、小山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

⑴　小山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

⑷　水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく水防計画の調査審議等その他の法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

⑵　陸上自衛隊宇都宮駐屯地に所属する自衛官のうちから市長が委嘱する者

⑶　栃木県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者

⑷　栃木県の警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

⑸　市長部局の職員のうちから市長が任命する者

⑹　教育長

⑺　消防長及び消防団長

⑻　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

⑼　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

⑽　その他市長が特に認める者

６　前項の委員は、31人以内とする。

７　第５項第９号及び第10号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議に必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月20日条例第３号）抄

この条例は、次の附属機関の委員、構成員等の委嘱又は任命から施行する。

附　則（平成11年12月24日条例第29号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月21日条例第８号）

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月22日条例第７号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月27日条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（第１条に関する経過措置）

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱される改正後の小山市防災会議条例第３条第５項第９号の規定に基づく委員の任期の終期は、この条例の施行の際現に改正前の小山市防災会議条例第３条第５項第９号の規定に基づき委嘱されている委員の任期の終期とする。

１－２　小山市防災会議委員名簿

	委　員	職　　名	氏　　名	根　　拠
	会長	小山市長	大久保　寿夫	条例第３条第２項
1	１号委員	関東農政局宇都宮地域センター長	西岡　睦夫	条例第３条第５項第１号（指定地方行政機関の職員）
2		宇都宮国道工事事務所小山出張所長	田村　　貴	
3		利根川上流河川事務所古河出張所長	山本　武雄	
4		利根川上流河川事務所藤岡出張所長	青木　孝夫	
5		下館河川事務所伊讃出張所長	井野　和彦	
6	２号委員	宇都宮駐屯地第12特科隊第１中隊長	杉嵜　義夫	条例第３条第５項第２号（自衛隊）
7	３号委員	県南健康福祉センター所長	小林　雅興	条例第３条第５項第３号（栃木県の知事部局の職員）
8		栃木土木事務所長	青山　行夫	
9	４号委員	小山警察署長	鬼木　精二	条例第３条第５項第４号（警察）
10	５号委員	副市長	宮嶋　　誠	条例第３条第５項第５号（市長部局の職員）
11		総務部長	三田　久雄	
12		建設水道部長	尾崎　一紀	
13	６号委員	教育長	酒井　一行	条例第３条第５項第６号（教育長）
14	７号委員	消防長	宇賀　静男	条例第３条第５項第７号（消防庁及び消防団長）
15		消防団長	池田　　清	
16	８号委員	東日本電信電話(株)栃木支店　設備部長	中西　裕信	条例第３条第５項第８号（指定公共機関又は指定地方公共機関の職員）
17		日本郵便(株)小山郵便局局長	本柳　信二	
18		東京電力(株)栃木南支社長	坂本　裕之	
19		北日本ガス(株)代表取締役社長	和田　博夫	
20		(社)栃木県トラック協会小山支部長	山中　繁生	
21		(社)小山地区医師会長	松岡　淳一	
22		(社)栃木県看護協会小山地区支部長	渡井　　恵	
23		東日本旅客鉄道（株）大宮支社 小山駅駅長	藤倉　正芳	
24	９号委員	小山市自主防災会連絡協議会長	福田　重昭	条例第３条第５項第９号（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者）
25	10号委員	テレビ小山放送(株)代表取締役社長	増子　健一	条例第３条第５項第10号（その他市長が認める者）
26		小山市女性防火クラブ連合会長	椎名　起世子	
27		小山建設業協同組合理事長	板橋　幸雄	
28		小山市民生委員児童委員協議会副会長	市村　忠男	
29		小山市女性団体連絡協議会長	内田　敏子	
30		小山市市民活動センター運営委員副委員長	松村　博子	

１－３　防災関係機関連絡先一覧

分類	機関名	電話番号	住所
栃木県	栃木県（消防防災課）	０２８－６２３－２１３６	宇都宮市塙田１－１－２０
	栃木土木事務所	０２８２－２３－３５９３	栃木市神田町６－６
	県南健康福祉センター	０２８５－２２－０３０２	小山市犬塚３－１－１
	小山警察署	０２８５－２５－０１１０	小山市若木町１－６－４０
指定地方行政機関	関東農政局宇都宮地域センター	０２８－６３３－３３１２	宇都宮市中央２－１－１６
	宇都宮国道事務所　小山出張所	０２８５－４５－９７７０	小山市乙女１４３３－２
	宇都宮国道事務所　国分寺出張所	０２８５－４４－１３３５	下野市川中子３３２９－７７
	利根川上流河川事務所　古河出張所	０２８０－２２－０４８７	茨城県古河市桜町４－８
	利根川上流河川事務所　藤岡出張所	０２８２－６２－２１４２	栃木市藤岡大字藤岡
	下館河川事務所　伊讃出張所	０２９６－２８－０７４２	茨城県筑西市女方１７３
	関東運輸局栃木運輸支局	０２８－６５８－７０１１	宇都宮市八千代１－１４－８
	栃木労働基準監督署	０２８２－２４－７７６６	栃木市沼和田町２０－２４
	小山公共職業安定所（ハローワーク小山）	０２８５－２２－１５２４	小山市喜沢１４７５
	宇都宮地方気象台	０２８－６３５－７２６０	宇都宮市明保野町１－４
自衛隊	陸上自衛隊　第１２特科隊　第１中隊	０２８－６５３－１５５１	宇都宮市茂原１－５－４５
	陸上自衛隊　栃木地方協力本部	０２８－６３４－３３８５	宇都宮市桜５－１－１３
指定公共機関	東日本電信電話株式会社　栃木支店	０２８－６６２－４２５６	宇都宮市平出工業団地４８－２
	ＫＤＤＩ株式会社　小山テクニカルセンター	０２８５－２８－５１５６	小山市神鳥谷１８２８
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ栃木支店	０２８－６５１－６０８４	宇都宮市大通り２－４－３
	東日本旅客鉄道株式会社　大宮支社（小山駅）	０２８５－２２－２４４９	小山市駅東通り２－１－８
	東京電力株式会社　栃木南支社	０２８５－３５－３３０１	小山市駅東通り２－２３－２５

	日本郵便株式会社　小山郵便局	０２８５－２２－０３８１	小山市城東１－１３－１６
	日本放送協会　宇都宮放送局	０２８－６３４－９１６０	宇都宮市中央３－１－２
	日本赤十字社　栃木県支部	０２８－６２２－４８０１	宇都宮市若草１－１０－６
指定地方公共機関	関東自動車株式会社　県南営業所	０２８５－２２－１５１８	小山市神鳥谷２－３－１７
	社団法人栃木県トラック協会　小山支部	０２８５－２２－４４３５	小山市中久喜１４９６－１３
	北日本ガス株式会社	０２８５－２２－３３１８	小山市花垣町２－１１－２２
	社団法人栃木県エルピーガス協会　小山支部	０２８５－２３－０００５	小山市喜沢６４７－１
	株式会社栃木放送	０２８－６２４－１７４１	宇都宮市本町１２－１１
	株式会社エフエム栃木	０２８－６３８－０４７０	宇都宮市一条３－１－１９
	株式会社とちぎテレビ	０２８－６２３－０４３１	宇都宮市昭和２－２－２
公共的団体・防災上重要な施設の管理者	独立行政法人小山市民病院	０２８５－２１－３８００	小山市若木町１－１－５
	社団法人小山地区医師会	０２８５－２２－５９９３	小山市花垣町１－１３－３９
	テレビ小山放送株式会社	０２８５－２３－２２２０	小山市八幡町１－６－６
	小山農業協同組合	０２８５－２５－３１５５	小山市神鳥谷１－１１－３２
	小山商工会議所	０２８５－２２－０２５３	小山市城東１－６－３６
	小山市社会福祉協議会	０２８５－２２－９５０１	小山市神鳥谷９３１－１
	小山建設業協同組合	０２８５－２５－１１２１	小山市立木１４６２－４

１－４　小山市災害対策本部条例（昭和38年３月16日 条例第３号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、小山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則（平成11年12月24日条例第21号）

この条例は、平成12年１月１日から施行する。

附　則（平成24年９月27日条例第27号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

１－５　災害対策本部の任務分担

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
本部事務局 危機管理部	防災対策班	防災対策課職員	1　災害対策の総合的な企画及び調整に関すること。 2　災害対策本部事務局の運営に関すること。 3　災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 4　被害状況の情報収集、整理及び報告に関すること。 5　国、県及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。 6　県、他市町村及び自衛隊への応援要請に関すること。 7　記録の編集及び保存に関すること。
総務部	行政経営班	行政経営課職員	1　災害対策本部事務局の運営に関すること。 2　被害状況の情報収集、整理及び報告に関すること。 3　国、県及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4　県、他市町村及び自衛隊への応援要請に関すること。 5　部内各班の連絡調整に関すること。
	文書班	文書館職員	1　部内各班への応援協力に関すること。
	秘書広報班	秘書広報課職員	1　本部長、副本部長の秘書に関すること。 2　被災地の視察及び被災者の見舞に関すること。 3　市民への災害情報の提供に関すること。 4　報道機関への災害情報の提供及び連絡調整に関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
	職員活性班	職員活性課職員	1　職員の動員指示及び動員計画に関すること。 2　災害対策従事職員に対する給付、健康管理等に関すること。 3　被災職員に対する給付及び援助に関すること。 4　他市町村からの応援職員の配属に関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
	管財班	管財課職員	1　市有財産の被害状況の調査報告に関すること。 2　市有車両その他輸送手段の確保に関すること。 3　救援物資の輸送に関すること。 4　災害対策に必要な資機材及び物品の調達に関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
	人権推進班	人権推進課職員	1　部内各班への応援協力に関すること。
	男女共同参画班	男女共同参画課職員	1　部内各班への応援協力に関すること。

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
	ＩＴ推進班	ＩＴ推進課職員	1　情報通信機器の被害状況の調査報告に関すること。 2　部内各班への応援協力に関すること。
企画財政部	企画政策班	企画政策課職員	1　国、県等関係機関との総合調整に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。
	渡良瀬遊水地ラムサール推進班	渡良瀬遊水地ラムサール推進室職員	1　部内各班への応援協力に関すること。
	財政改革班	財政改革課職員	1　災害関係予算の編成及び資金調達に関すること。 2　部内各班への応援協力に関すること。
	納税班	納税課職員	1　被害状況の調査報告に関すること。 2　り災台帳及びり災証明の作成に関すること。 3　地方税の徴収猶予に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
	市民税班	市民税課職員	1　被害状況の調査報告に関すること。 2　り災台帳及びり災証明の作成に関すること。 3　被災者に対する所管の地方税の減免に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
	資産税班	資産税課職員	1　被害状況の調査報告に関すること。 2　り災台帳及びり災証明の作成に関すること。 3　被災者に対する所管の地方税の減免に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
	出納班	出納室職員	1　見舞金及び義援金の受領及び保管に関すること。 2　部内各班への応援協力に関すること。
市民生活部	市民生活班	市民生活課職員	1　自治会との連絡調整に関すること。 2　外国人への情報提供に関すること。 3　ボランティアの受入れに関すること。 4　部内各班の連絡調整に関すること。
	生活安心班	生活安心課職員	1　警察署との連絡調整に関すること。 2　市民相談窓口の開設に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
	環境班	環境課職員	1　廃棄物の処理及び運搬に関すること。 2　仮設トイレ設置に関すること。 3　遺体の埋葬及び火葬に関すること。 4　衛生害虫等の駆除に関すること。 5　公害の調査及び汚染防止に関すること。 6　動物愛護に関すること。 7　健康増進班への協力活動に関すること。 8　部内各班への応援協力に関すること。
	市民班	市民課職員	1　出張所の被害状況の調査報告に関すること。 2　被災者名簿の作成に関すること。

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
			3　安否情報の照会への回答に関すること。 4　身元不明死亡者の調査に関すること。 5　り災証明書等の発行に関すること。 6　部内各班への応援協力に関すること。
	出張所班	出張所職員	1　災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　区域内住民への避難勧告等の伝達に関すること。 3　区域内の避難所の開設に関すること。 4　区域内自治会等関係団体との連絡調整に関すること。
	国保年金班	国保年金課職員	1　被災者の保険診療に関すること。 2　被災者に対する国民年金保険料の免除に関すること。 3　被災者に対する国民健康保険税の減免に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
保健福祉部	福祉班	福祉課職員	1　保健福祉センターの被害状況の調査報告に関すること。 2　災害時要援護者への支援計画の作成に関すること。 3　日本赤十字社との共同活動に関すること。 4　被災者への生活必需品の供給に関すること。 5　被災要援護者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。 6　障害者福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 7　福祉関係団体との連絡調整に関すること。 8　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 9　災害救助法の適用に関すること。 10　災害弔慰金・見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 11　義援金の受入れに関すること。 12　遺体の安置に関すること。 13　部内各班の連絡調整に関すること。
	こども班	こども課職員	1　児童福祉施設等の被害状況の調査報告に関すること。 2　被災児童の安全対策に関すること。 3　被災者に対する保育料の減免に関すること。 4　被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
	保育所班	保育所職員	1　児童の避難誘導に関すること。 2　被災児童の保育対策に関すること。
	高齢生きがい班	高齢生きがい課職員	1　老人福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　災害時要援護者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。 3　被災者に対する介護保険料の減免に関すること。

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
			4　部内各班への応援協力に関すること。
	健康増進班	健康増進課職員	1　関係医療機関の被害状況の調査報告に関すること。 2　関係医療機関その他医師会等関係機関との連絡調整に関すること。 3　環境班及び関係医療機関との協力活動に関すること。 4　医療救護体制の整備に関すること。 5　感染症対策に関すること。 6　仮設救護所の開設に関すること。 7　救急医薬品の供給の確保に関すること。 8　被災者の健康管理等保健衛生指導に関すること。 9　部内各班への応援協力に関すること。
経済部	農政班	農政課職員	1　農畜産物等の被害状況の調査報告に関すること。 2　農業関係団体との連絡調整に関すること。 3　農業関係団体の協力による技術対策の指導に関すること。 4　部内各班の連絡調整に関すること。
	農村整備班	農村整備課職員	1　水門等農業用施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　土地改良関係団体との連絡調整に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
	商業観光班	商業観光課職員	1　所管施設及び商業関係の被害状況の調査報告に関すること。 2　商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 3　救援物資の調達及び管理に関すること。 4　中小企業融資に係るり災証明書の交付に関すること。 5　被災中小企業の金融対策に関すること。 6　部内各班への応援協力に関すること。
	工業振興班	工業振興課職員	1　所管施設及び工業関係の被害状況の調査報告に関すること。 2　部内各班への応援協力に関すること。
	農業委員会班	農業委員会職員	1　部内各班への応援協力に関すること。
建設水道部	建設政策班	建設政策課職員	1　公共土木施設の被害状況の整理及び報告に関すること。 2　被災宅地の危険度判定に関すること。 3　河川水位等の災害情報の収集に関すること。 4　部内各班の連絡調整に関すること。
	土木班	土木課職員	1　道路等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　道路等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　水防活動に関すること。

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
			4　建設業協同組合等関係機関との連絡調整に関すること。 5　危険区域の交通規制に関すること。 6　部内各班への応援協力に関すること。
	建築班	建築課職員	1　市営住宅等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　市営住宅等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　被災者に対する住宅相談に関すること。 4　仮設住宅の建設に関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
	下水道管理班	下水道管理課職員	1　処理場等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　処理場等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　被災者に対する下水道使用料の減免に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
	下水道建設班	下水道建設課職員	1　下水道施設等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　下水道施設等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
	水道班	水道課職員	1　浄水場等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　浄水場等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　応急給水に関すること。 4　被災者に対する水道使用料の減免に関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
都市整備部	都市計画班	都市計画課職員	1　災害復興都市計画の作成に関すること。 2　避難所の運営の補助に関すること。 3　部内各班の連絡調整に関すること。
	新都市整備推進班	新都市整備推進課職員	1　避難所の運営の補助に関すること。 2　部内各班への応援協力に関すること。
	区画整理班	区画整理課職員	1　所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　避難所の運営の補助に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
	水と緑の推進班	水と緑の推進課職員	1　公園等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　公園等所管施設の応急修理に関すること。 3　所管の避難所の開設に関すること。 4　避難所の運営の補助に関すること。

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
			5　部内各班への応援協力に関すること。
	建築指導班	建築指導課職員	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2　被害状況調査の指導に関すること。 3　避難所の運営の補助に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
教育委員会	教育総務班	教育総務課職員	1　学校等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　避難所開設の連絡調整に関すること。 3　避難所の運営に関すること。 4　部内各班の連絡調整に関すること。
	学校教育班 ※教育研究所含む	学校教育課職員 ※教育研究所含む	1　小中学校の被害状況の調査報告に関すること。 2　学用品の給与に関すること。 3　被災児童生徒の就学援助に関すること。 4　避難所の運営に関すること。 5　部内各班への応援協力に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課職員	1　集会所等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　避難所の運営に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
	文化振興班 ※博物館・車屋美術館含む	文化振興課職員 ※博物館・車屋美術館含む	1　所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　文化財の被害状況の調査報告に関すること。 3　避難所の運営に関すること。 4　部内各班への応援協力に関すること。
	生涯スポーツ班	生涯スポーツ課職員	1　県南体育館等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　避難所の運営に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
	中央図書館班	中央図書館職員	1　中央図書館の被害状況の調査報告に関すること。 2　避難所の運営に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
	中央公民館班	中央公民館職員	1　中央公民館の被害状況の調査報告に関すること。 2　避難所の運営に関すること。 3　部内各班への応援協力に関すること。
協力部	議会班	議会事務局職員	1　議員との連絡調整に関すること。 2　他の部の応援協力に関すること。
	監査班	監査委員事務局職員	1　他の部の応援協力に関すること。
	選挙管理班	選挙管理委員会職員	1　他の部の応援協力に関すること。
消防本部	消防班	消防本部職員	1　気象警報等の情報収集及び伝達に関すること。 2　被害状況の調査報告に関すること。 3　消防、水防その他の災害の警戒及び防御活動に

部名（部長）	班名（班長）	班　　員	任　　務　　分　　担
			関すること。 ４　避難勧告等の伝達に関すること。 ５　警戒区域の設定に関すること。 ６　救急救助活動に関すること。 ７　広域応援要請に関すること。 ８　消防資機材の調達に関すること。 ９　関係医療機関との連絡調整に関すること。

１－６　小山市震災建築物応急危険度判定要綱

平成17年12月28日

規程第61号

改正　平成19年３月30日規程第26号

（趣旨）

第１条　この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年３月31日制定。以下「県要綱」という。）第４条第１項の規定に基づき、地震により多くの建築物が被災したときの余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するために実施する震災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

（判定の実施主体）

第３条　本市の区域内において実施する判定は、県の支援のもと、応急危険度判定士の協力を得て本市が主体的に実施するものとする。

（震前対策）

第４条　市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本市地域防災計画に位置づけるものとする。

２　都市整備部建築指導課を判定業務所管課とし、同部建築指導課長（以下「建築指導課長」という。）は、次に掲げる事項の実施に努め、判定の実施体制の整備を図るものとする。

(1)　建築関係業務に従事する技術系職員を応急危険度判定士として養成すること。

(2)　応急危険度判定士等を招集するための連絡網を作成する等、判定実施時における応急危険度判定士等の速やかな確保に努めること。

(3)　判定活動に必要な判定用資機材の調達・備蓄を行うこと。

３　建築指導課長は、第6条に規定する小山市震災建築物応急危険度判定実施本部に係る同部建築指導課職員の役割分担及び業務内容を定めた活動指針を作成するものとする。

（判定実施の決定等）

第５条　本市災害対策本部長は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、直ちに判定の実施を決定し、震災建築物応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(1)　地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断した場合

(2)　県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）より県要綱第5条第2項の規定に基づく判定の実施の進言があった場合

２　前項に規定する措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に報告するものとする。

（判定実施本部の設置等）

第６条　前条第１項の規定により判定の実施を決定した場合は、直ちに都市整備部建築指導課に小山市震災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。

２　判定実施本部は、都市整備部建築指導課の職員をもって組織する。

３　判定実施本部の長は、建築指導課長の職にある者をもって充てる。

４　判定実施本部は、判定の実施に当たって、県の震災建築物応急危険度判定支援本部（以下「県支援本部」という。）との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合において、判定実施本部は、応急危険度実施計画書を作成するものとする。

５　判定実施本部は、判定の実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

(1)　判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保

(2)　現地判定拠点との連絡調整

(3)　判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4)　判定実施についての被災地住民への周知

(5)　判定活動の際の現地案内人の確保

(6)　その他の判定実施に関し必要な事項

（判定の対象区域、対象建築物の決定基準及び手順）

第７条　判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の建築物の棟数等を考慮して決定する。

２　判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。この場合において、避難施設として利用されることが想定される学校、公民館等の施設、患者を収容している病院等の施設及び住宅を優先的に判定するものとする。

（県への支援要請、応急危険度判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第８条　本市災害対策本部長は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

２　本市災害対策本部長は、本市在住の民間の応急危険度判定士に判定活動への協力を要請することができる。

３　判定実施本部長は、応急危険度判定士の資格を有する本市職員に判定活動への協力を要請することができる。

４　判定業務は、判定実施本部、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターによって実施するものとする。

（応急危険度判定士等の移動方法及び宿泊場所の確保等）

第９条　本市職員以外の応急危険度判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ本市の公用車の利用を考慮するものとする。

２　判定実施本部長は、必要に応じ、応急危険度判定士等の食糧の準備及び宿泊場所の確保等を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第10条　市長は、県内外の市町村が被災した場合において県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに当該応援要請に対応するものとする。

（判定活動等における安全及び補償）

第11条　市長は、判定活動又は判定の訓練活動においては、本市職員及び応急危険度判定士等の生命の安全を最優先に考えなければならない。

２　市長は、判定活動に民間の応急危険度判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成18年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規程第26号）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

１－７　小山市被災宅地危険度判定実施要綱

平成23年９月30日

規程第66号

改正　平成24年３月30日規程第16号

（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地判定士及び判定調整員（以下「宅地判定士等」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより二次災害を軽減及び防止し、住民の安全を確保するために本市が実施する危険度判定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　宅地　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第１項に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び第6条に規定する小山市危険度判定実施本部の実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2)　危険度判定　宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(3)　宅地判定士　被災宅地危険度判定を実施する者として、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成17年３月30日施行）に基づき栃木県知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿に登録された者又は栃木県以外の都道府県の知事が認定し、当該都道府県の被災宅地判定士名簿に登録された者をいう。

(4)　危険度判定支援本部　被災した市町が実施する危険度判定を支援するために栃木県災害対策本部（以下「県対策本部」という。）内に設置する組織をいう。

(5)　危険度判定支援支部　被災した市町が実施する危険度判定を支援するために危険度判定支援本部の下に各栃木県土木事務所に設置する組織をいう。

(6)　判定調整員　危険度判定の実施に当たり、被災した市町が設置する危険度判定実施本部と宅地判定士間の連絡調整及び危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行うため栃木県知事が認定した宅地判定士をいう。

（危険度判定の実施主体等）

第３条　本市の区域内において実施する危険度判定は、栃木県の支援の下、宅地判定士等の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

２　市は、栃木県が本市の区域を含む地域を対象として危険度判定を実施する場合においては、栃木県との連絡調整を緊密に行う等、当該危険度判定の円滑な実施を図るための必要な措置を講ず

るものとする。

（危険度判定の実施体制の整備等）

第４条　市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、本市が実施する危険度判定について小山市地域防災計画の策定事項として位置付けるものとする。

２　危険度判定の所管課は、建設水道部建設政策課（以下「建設政策課」という。）とし、建設水道部建設政策課長（以下「建設政策課長」という。）は、庁内における危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　建設政策課長は、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条に規定する宅地判定士としての要件を満たす市職員に対し、宅地判定士としての栃木県知事の認定を受けるよう指導及び要請するものとする。

４　建設政策課長は、危険度判定の実施に必要な宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

５　建設政策課長は、危険度判定に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

（危険度判定の実施の決定）

第５条　小山市災害対策本部の本部長（以下「対策本部長」という。）は、大地震等によって多くの宅地が被災したことにより、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、直ちに危険度判定の実施を決定し、次条に規定する小山市被災宅地危険度判定実施本部の設置その他危険度判定の実施に必要な措置を講ずるものとする。

２　対策本部長は、前項に規定する措置を講じたときは、その都度、県対策本部に報告するものとする。

３　対策本部長は、危険度判定の実施に当たって、必要に応じて県対策本部に対して支援要請を行うものとする。

（小山市被災宅地危険度判定実施本部の設置等）

第６条　対策本部長は、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、前条第１項の規定により小山市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。

２　実施本部に次の各号に掲げる役職を置き、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1)　実施本部長　建設水道部長

(2)　副本部長　建設政策課長、都市整備部都市計画課長

(3)　連絡調整班長　建設政策課建設政策係長

(4)　物資調達班長　建設政策課用地係長

３　実施本部は、危険度判定の実施に当たって、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)　危険度判定の実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保

(2)　危険度判定拠点との連絡調整

(3)　危険度判定に係る活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4)　被災地住民に対する危険度判定の実施についての周知

(5)　危険度判定の実施活動の際の現地案内人の確保

(6)　その他危険度判定の実施に関し必要な事項

（危険度判定の対象区域の決定等）

第７条　危険度判定の対象となる区域（以下「対象区域」という。）の決定に当たっては、宅地の地盤、のり面、自然斜面及び擁壁のひび割れ、崩壊、沈下等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するものとする。

２　対象区域のうち、優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定める。

（危険度判定の実施）

第８条　市が実施する危険度判定は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

２　実施本部長は、危険度判定を実施するに当たって、宅地判定士としての認定を受けた市職員に対し、危険度判定を行わせるものとする。

（宅地判定士等の移動方法及び宿泊場所等の確保）

第９条　市職員以外の宅地判定士及び判定調整員の対象区域までの移動方法については、状況に応じ、本市が管理する公用車の利用を考慮するものとする。

２　実施本部長は、必要に応じ、宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村に対する応援等）

第10条　市長は、県内外の他市町村が被災した場合において、当該他市町村、県対策本部、危険度判定支援本部、危険度判定支援支部等から危険度判定に係る応援要請等があったときは、速やかにこれに応ずるよう努めるものとする。

（危険度判定に係る活動等における安全及び補償）

第11条　市長は、危険度判定又はその訓練に係る活動の実施に当たっては、それに従事する市職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先とすることを考慮して取り組まなければならない。

２　市長は、危険度判定に係る活動に民間の宅地判定士等が従事する場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けるための必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、本市が実施する危険度判定に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規程第16号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

資料２　自主防災関係

２－１　小山市自主防災会連絡協議会一覧

（平成24年度）

No.	組織名	構成自治会名	設立年月日	世帯数
1	御殿町	御殿町	平成９年４月25日	345
2	須賀町	須賀町	平成９年６月25日	295
3	土塔二	土塔二	平成10年６月28日	1,031
4	花垣町	花垣町	平成10年10月６日	874
5	旭町西	旭町西	平成11年６月６日	623
6	羽川中央	羽川上一・羽川上二	平成11年６月27日	543
7	横倉新田	横倉新田	平成12年５月21日	1,640
8	天神町	天神町	平成12年６月４日	450
9	若木町	若木町	平成12年６月11日	1,082
10	旭町南	旭町南	平成12年６月17日	1,435
11	羽川南部	羽川下三・羽川南	平成13年６月30日	501
12	土塔一	土塔一	平成13年７月１日	1,073
13	駅東	駅東	平成13年７月１日	961
14	神明町	神明町	平成13年12月１日	759
15	旭町東	旭町東	平成14年６月１日	820
16	本郷町	本郷町	平成14年７月７日	407
17	寒川地区	鏡・押切・中里・寒川・迫間田	平成15年１月21日	456
18	思水ヶ丘	思水ヶ丘	平成15年11月27日	412
19	駅東通り三丁目	駅東通り三丁目	平成16年12月18日	321
20	中河原	中河原	平成17年６月12日	77
21	上町	上町	平成17年12月８日	327
22	高椅	中高椅・西高椅・新川	平成18年10月22日	158
23	エミネンス	エミネンス	平成20年５月25日	120
24	駅南町	駅南町	平成20年６月28日	654
25	生井地区	藤塚・中坪・追切・折本・本宿 楢木・生良・上生井・下生井 東生井・白鳥	平成20年７月３日	615
26	大字間々田	間々田一丁目・二丁目・三丁目 四丁目・五丁目・六丁目・長者町 小原・五料・美しが丘	平成21年２月１日	3,306
27	中地区	南小林・川入・上泉・下泉・井岡 小袋・下河原田・生駒・大川島 下初田・発戸	平成22年３月６日	724

資料２　２－１　小山市自主防災会連絡協議会一覧

No.	組織名	構成自治会名	設立年月日	世帯数
28	武井	武井	平成22年８月31日	106
29	横倉	横倉	平成22年11月20日	802
30	犬塚	犬塚	平成23年９月11日	2,287
31	喜沢南	喜沢南部	平成23年10月30日	593
32	小薬北二	小薬北二	平成24年４月１日	16
33	穂積地区	下国府塚・上国府塚・上石塚 下石塚・大行寺・萩島・石ノ上 間中・塩沢	平成24年６月26日	696
34	芝	芝	平成24年６月30日	710
35	小山東ニュータウン	小山東ニュータウン	平成24年９月30日	821
36	思川	思川一丁目・二丁目・三丁目 四丁目	平成25年２月21日	295
合計				26,335

２－２　小山市自主防災資機材等支給要綱　（平成９年４月25日 規　程　第　12　号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、自主防災組織の育成及びその円滑な防災活動を行うために必要な資機材等（以下「防災資機材等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民が地縁に基づき自主的に結成した防災のための組織をいう。

（支給対象）

第３条　防災資機材等の支給の対象となる自主防災組織は、その組織に防災資機材等の支給をすることにより、当該組織の活動が他の地域の自主防災組織育成のモデルになると市長が認めるものとする。ただし、既にこの要綱による防災資機材等の支給を受けた組織には、再度の支給を行わないものとする。

（支給の申請）

第４条　防災資機材等の支給を受けようとする自主防災組織は、防災資機材等支給申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　組織の目的及び構成員、役員等に関する事項を記載した書面

⑵　申請時の年度の事業計画書（収支予算を含む。）

（支給の決定）

第５条　市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、第３条に規定する支給対象として適当かどうかを審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において支給するものとする。

（支給の限度額）

第６条　支給する防災資機材等の額は、１組織につき100万円を限度する。

（防災資機材等の選定）

第７条　市長は、自主防災組織からの申請に基づき、当該組織の活動の充実を図るために必要と認める防災資機材等を選定し、支給するものとする。

（受領書の提出）

第８条　防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、速やかに防災資機材等受領書を市長に提出するものとする。

（報告書の提出）

第９条　防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、支給を受けた年度の翌年度の４月上旬までに、事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

（返還命令）

第10条　市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給した防災資機材等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

⑴　支給を受けた防災資機材等を他に譲渡し、又は故意に棄損したとき。

⑵　組織を解散し、又は相当期間にわたり活動を休止したとき。

（様式）

第11条　この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成９年５月１日から施行する。

２－３　小山市自主防災活動費補助金交付要綱（平成19年３月22日 規程第６号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域防災の充実を図ることを目的に活動する自主防災組織に対して交付する小山市自主防災活動費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付対象となる自主防災組織は、小山市自主防災資機材等支給要綱（平成９年規程第12号）第３条の規定により、防災資機材等の支給を受けた自主防災組織とする。

（補助金の対象）

第３条　補助金の対象となる活動費は、次に掲げるものとする。

⑴　防災資機材の購入費

⑵　防災訓練・研修に伴う消耗品等の購入費

⑶　啓発用チラシ作成等の印刷製本費

⑷　その他地域防災に関し必要な活動費

（補助率等）

第４条　補助金の補助率は、前条の補助金の対象となる活動費の100分の40とする。

２　補助金の交付額は、70万円を限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、小山市自主防災活動費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、毎年5月末日までに、市長に申請しなければならない。

⑴　補助金の対象となる活動費に係る領収書

⑵　自主防災組織の総会資料

⑶　その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第６条　市長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

２　前項の規定により補助金の交付を決定したときは小山市自主防災活動費補助金交付決定書により、交付しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた自主防災組織があると認めるときは、当該組織に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（様式）

第９条　この要綱に規定する小山市自主防災活動費補助金交付申請書等の様式は、別に定める。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

（自治会振興費等の支給に関する規則取扱規程の一部改正）

第２条　自治会振興費等の支給に関する規則取扱規程（昭和47年規程第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料３　防災行政無線関係

３－１　小山市防災行政無線設置状況

機関名		所在地	局種	呼出記号	出力	設置箇所	周波数
本部	小山市役所	中央町1-1-1	基地	ぼうさいおやま	５Ｗ	行政経営課	466.850MHZ
	小山市役所	神鳥谷934	移動	おやま　１	５Ｗ	防災対策車	
	小山市役所	中央町1-1-1	移動	おやま　２	５Ｗ	行政経営課	
	小山市役所	中央町1-1-1	移動	おやま　３	５Ｗ	道路パトロール車	
	水道部	八幡町1-9-4	移動	おやま　４・５	５Ｗ	水道車	
	水道部	黒本771	移動	おやま　６	５Ｗ	水道車	
	小山市役所	中央町1-1-1	移動	おやま　７	５Ｗ	農村整備車	
	水道部	八幡町1-9-4	移動	おやま　101.102	１Ｗ	水道課	
	水道部	黒本771	移動	おやま　103	１Ｗ	水道課	
	小山市役所	中央町1-1-1	移動	おやま　104	１Ｗ	土木課	
	小山市役所	生良1054-2	移動	おやま　105	５Ｗ	生井公民館	
	小山市役所	神鳥谷934	移動	おやま　106	５Ｗ	消防総務課	
	小山市役所	中央町1-1-1	移動	おやま　107～112	５Ｗ	行政経営課	

３－２　消防無線設備設置状況

（平成24年４月１日現在）

種別／配置場所	基地局	固定局	移動局		受令機	計
	出力	出力	車載用	携帯用		
			出力	出力		
	５～10W	0.1～10W	10W	１～10W		
消防本部	1	1	5		1	8
消防署			10	14	1	25
大谷分署		1	4	4	1	10
間々田分署		1	5	5	1	12
野木分署	1		4	3	1	9
豊田分署		1	4	3	1	9
桑分署		1	4	4	1	10
消防団		29	1		39	69
計	2	34	37	33	46	152

３－３　小山市防災行政用無線局管理運用規程　（昭和61年３月27日 規　程　第　３　号）

（趣旨）

第１条　この規程は、小山市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する小山市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理、運用について電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく命令、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　無線局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

⑵　基地局　陸上移動局を通信の相手方として小山市役所内に設置する移動しない無線局をいう。

⑶　陸上移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。

⑷　無線系　前３号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。

⑸　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（無線局の回線構成）

第３条　無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

（無線系の総括管理者）

第４条　無線系に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　総括管理者には、危機管理監の職にある者をもって充てる。

（管理責任者）

第５条　無線系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、当該無線系の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

３　管理責任者には、消防本部防災対策課長の職にある者をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第６条　無線系に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線系に係る業務を所掌する。

３　通信取扱責任者には、遠隔制御器（子）の設置された課の課長をもって充てる。

（無線従事者の配置、養成等）

第７条　総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

２　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年４月１日をもって無線従事者名簿（様式第１号）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第８条　無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備を操作するとともに無線局業務日誌（様式第２号）を作成し、管理責任者の査閲を受けるものとする。

２　基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（通信取扱者）

第９条　通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、当該法令に基づいた無線局の運用を行う。

２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（無線局等の管理）

第10条　管理責任者は、無線局の運用状況を把握し、当該無線局等の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

２　管理責任者は、無線設備の故障、設置場所の変更又は通信運用上支障の生じたときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を仰がなければならない。

（備え付け書類等の管理）

第11条　管理責任者は、次の各号に掲げる業務書類等を当該各号に定めるところにより保管、管理するものとする。

⑴　免許状　無線機の設備場所の壁面に掲げておくものとする。

⑵　無線検査簿　次回の検査まで保存しておくものとする。

⑶　無線局業務日誌　使用後２年間保存するものとする。

⑷　時計　毎日１回以上、中央標準時に照合しておくものとする。

２　管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

（無線従事者選解任届）

第12条　管理責任者は、無線従事者の選任又は解任があったときは、無線従事者選解任届（様式第３号）を作成し、関東電気通信監理局長あて提出するとともにその写しを保管しておくものとする。

（通信の原則）

第13条　通信は、総括管理者又は管理責任者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

（運用時間）

第14条　無線局等の運用時間は、常時とする。

２　通信取扱者の配置は、職員の勤務時間内とする。ただし、総括管理者又は管理責任者が特に命ずる場合は、この限りでない。

（通信の種別）

第15条　通信の種別は、次のとおりとする。

⑴　緊急通信　災害その他特に緊急を要するとき、普通通信を制限して、これに優先して行うことのできる通信

⑵　普通通信　緊急通信以外の通信

（通信の制限）

第16条　総括管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生する恐れがあり、必要と認めたときは、通信を制限してこれを統制するものとする。

（通信訓練）

第17条　総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎四半期ごとに訓練を行うものとする。

（保守、点検）

第18条　無線設備の正常な機能を維持するため、次のとおり保守、点検を行うものとする。

⑴　日常点検　通信取扱者が行う。

⑵　月点検　管理責任者が行う。

⑶　年次点検　管理責任者の立ち会いの下に委託業者をもって行う。

２　点検項目については、別に定める点検表による。

（その他）

第19条　この規程に定めるもののほか、無線局の運用及び無線設備の保全については、別に定める。

附　則

この規程は、小山市防災行政無線局の免許の日から施行する。

附　則（平成元年５月23日規程第24号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年８月15日規程第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年９月30日規程第30号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月21日規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規程第17号）

この規程は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月31日規程第18号）

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規程第16号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

別表

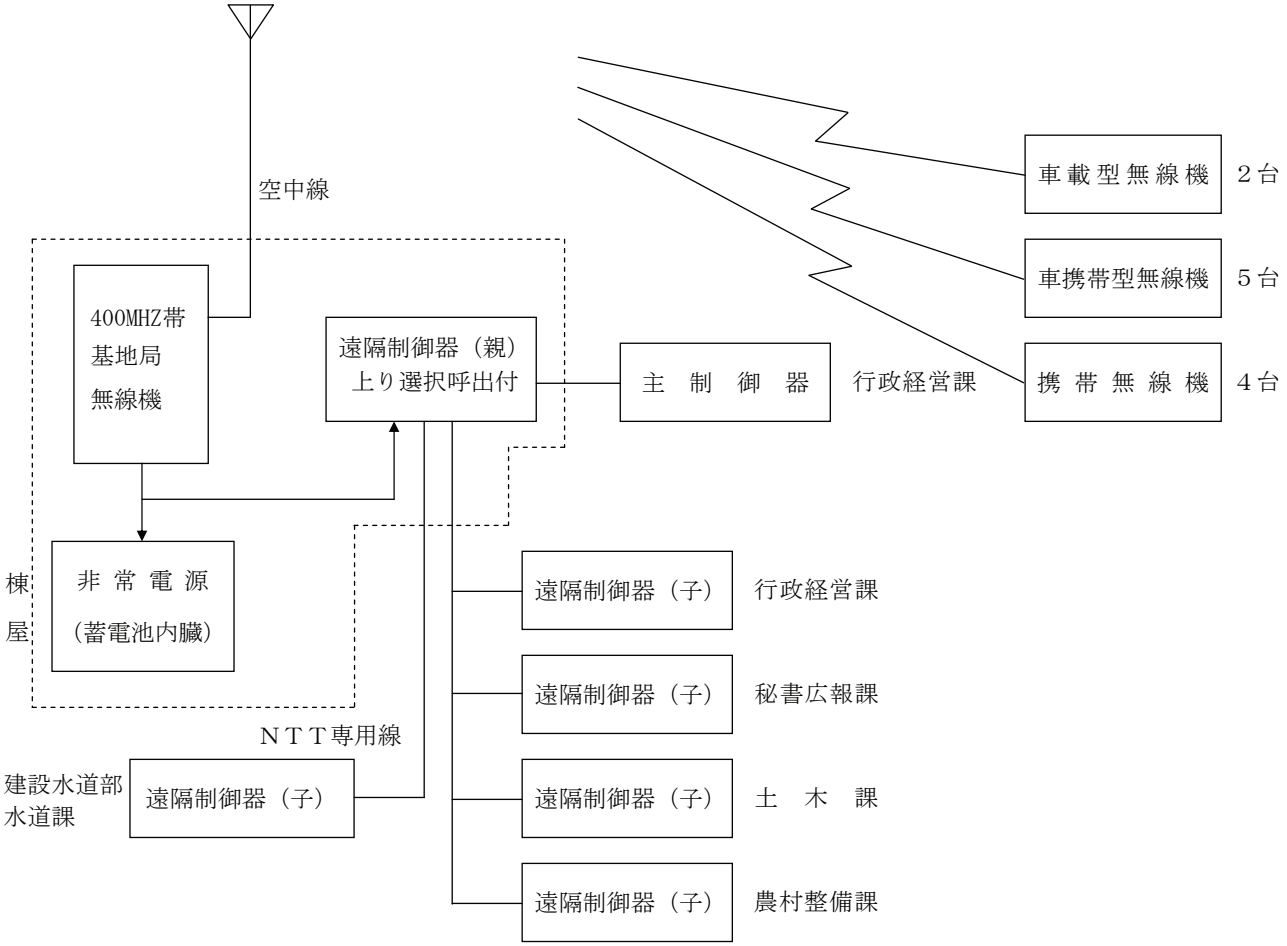
空中線
400MHZ帯
基地局
無線機
遠隔制御器（親）
上り選択呼出付
主　制　御　器
行政経営課
車載型無線機
２台
車携帯型無線機
５台
携帯無線機
４台
棟
屋
非常電源
（蓄電池内臓）
遠隔制御器（子）
行政経営課
遠隔制御器（子）
秘書広報課
遠隔制御器（子）
土　木　課
遠隔制御器（子）
農村整備課
ＮＴＴ専用線
建設水道部
水道課
遠隔制御器（子）

様式第１号

無　線　従　事　者　名　簿

氏　　名	資　　格	免許証の番号	選任年月日	業　務　経　歴

様式第２号

無　線　局　業　務　日　誌

<table>
<tr><td rowspan="2">管理責任者　印</td><td rowspan="2">通信取扱責任者印</td><td colspan="3">年　月　日（　曜日）　天候</td></tr>
<tr><td>従事者資格</td><td>氏　名</td><td>勤　務　時　間</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>第２級陸上特殊無線技士</td><td></td><td>：　～　：</td></tr>
<tr><td>第２級陸上特殊無線技士</td><td></td><td>：　～　：</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">通　信　事　項　中　特　記　事　項</td><td colspan="2">内　容</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　非常通信とその措置の概要</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　空電、混信、感度減退時の通信状態</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　発射電波の周波数を測定したときはその結果及び許容偏差があるときはその措置の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　機器の故障の事実及びその措置の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">５　電波の規正について指示を受けたときはその事実及び措置の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">毎日点検表　異常無レ　要修理×</td></tr>
<tr><td rowspan="3">６　電波法令の規定に違反して運用した無線局を認めたときはその事実及び措置の内容</td><td>電源の確認（SW及びPL）</td><td></td></tr>
<tr><td>パネル面の点検（各SWの位置）</td><td></td></tr>
<tr><td>音量、スケルチの調整</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">７　その他参考となる事項</td><td>通話テスト</td><td></td></tr>
<tr><td>時計の時刻照合</td><td></td></tr>
</table>

様式第３号

無線従事者選(解)任届

※整理番号	

年　　月　　日

殿

届出者　郵便番号

住　　所

（電話番号）

氏　　名　　㊞

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線局の種別等

年　　月　　日現在

（ふりがな） 氏　　名	資　格	免許証の番号	選任年月日	業　務　経　歴

３－４　ＭＣＡ無線機配備一覧

No.	無線番号	呼び出し名称	画面表示	種別	設置場所
1	100	市役所本部	市役所	基地局	行政経営課
2	101	消防本部	消防本部	副局	通信指令課
3	200	防災車	防災車	車載	防災対策課
4	300	携帯３００	行政０	携帯	防災対策課
5	301	携帯３０１	行政１	携帯	防災対策課
6	302	携帯３０２	行政２	携帯	防災対策課
7	303	携帯３０３	行政３	携帯	教育総務課
8	304	携帯３０４	行政４	携帯	こども課
9	305	大谷公民館	大谷	携帯	大谷公民館
10	306	間々田公民館	間々田	携帯	間々田公民館
11	307	生井公民館	生井	携帯	生井公民館
12	308	寒川公民館	寒川	携帯	寒川公民館
13	309	中公民館	中	携帯	中公民館
14	310	穂積公民館	穂積	携帯	穂積公民館
15	311	豊田公民館	豊田	携帯	豊田公民館
16	312	桑公民館	桑	携帯	桑公民館
17	313	絹公民館	絹	携帯	絹公民館
18	314	小山東出張所	小山東	携帯	小山東出張所
19	315	小山城南出張所	小山城南	携帯	小山城南出張所
20	316	携帯３１６	携帯３１６	携帯	建設政策課
21	317	携帯３１７	携帯３１７	携帯	土木課
22	318	携帯３１８	携帯３１８	携帯	土木課
23	319	携帯３１９	携帯３１９	携帯	土木課
24	320	携帯３２０	携帯３２０	携帯	農村整備課
25	321	携帯３２１	携帯３２１	携帯	農村整備課
26	322	携帯３２２	携帯３２２	携帯	水道課
27	323	携帯３２３	携帯３２３	携帯	水道課
28	324	携帯３２４	携帯３２４	携帯	下水道管理課
29	325	携帯３２５	携帯３２５	携帯	下水道管理課

３－５　拡声器付災害情報伝達システム設置状況

１　親局

局名	配置場所
ぼうさいおやま	小山市消防本部

２　子局

地区名	局名	配置場所	子局番号
生井地区	白鳥八幡宮	白鳥１２７４	００１
	生井ふるさと公園	下生井１５７３-２８	００２
	東生井自治会運動場	下生井６９５	００３
	上生井公民館	上生井１１７１－１	００４
	楢木公民館	楢木４３－１	００５
	生良公民館	生良４１２	００６
	本宿集落センター	網戸２０９９－１	００７
	網戸保育所	網戸７５８－１	００８
	藤塚公民館	網戸６０７	００９

資料４　災害危険箇所関係

４－１　急傾斜地崩壊危険箇所一覧

No.	箇所番号	斜面区分	箇所名	所在地		人家戸数	公共施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定			
				大字	小字			区域名	指定日	告示番号	面積(ha)
1	２０８－Ⅰ－００１	自然	若木町Ａ	若木町	１丁目	0	有	若木	平成15年３月28日	181	0.42
2	２０８－Ⅰ－００２	自然	烏久保Ａ	喜沢	烏久保	8		喜沢	平成20年10月24日	602	0.40
3	２０８－Ⅰ－００３	自然	東島田Ａ	東島田		7		東島田	平成７年３月17日	148	0.45
								東島田	平成９年３月18日	186	0.06
4	２０８－Ⅰ－００４	自然	船場Ａ	神鳥谷	船場	6		船場	平成７年３月17日	148	0.36
5	２０８－Ⅰ－００５	人工	西久保Ａ	間々田	西久保	6		間々田	平成17年４月８日	269	0.58
6	２０８－Ⅱ－００１	人工	八幡町Ａ	八幡町	１丁目	1		八幡町	平成３年３月29日	271	0.25
7	０２８－Ⅱ－００２	自然	西添Ａ	粟宮	西添	1					

Ⅰ　人家５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等の他、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む。）

Ⅱ　人家１～４戸

４－２　土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧

No.	特別警戒区域の指定			No.	警戒区域の指定		
	区域名	指定日	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		区域名	指定日	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	喜沢	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊	1	若木町1丁目	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊
2	八幡町1丁目	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊	2	東島田	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊
3	粟宮	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊	3	神鳥谷	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊
				4	間々田	平成21年２月17日	急傾斜地の崩壊

資料５　水防関係

５－１　重要水防箇所一覧

⑴　国の管理区間

No.	河川名	重要度		左右岸別	場所		延長(m)	理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	杙杭位置(K、m)			
1	渡良瀬川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	左	白鳥	9.5　上240 9.0　下100	1094.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 漏水のおそれがある箇所 旧川跡	積み土嚢・釜段工法
2	巴波川	漏水	B	左	中里	4.0　下45 4.0　下85	42.1	漏水のおそれがある箇所	釜段工法
3	巴波川	工作物	B	左	中里	4.0　下67	1箇所	昇明橋	
4	巴波川	法崩れ すべり 漏水	B B	左	中里	4.0　下85 4.0　下125	42.1	法崩れ・すべりのおそれがある箇所 漏水のおそれがある箇所	籠止め工法･釜段工法
5	巴波川	漏水	B	左	中里	4.0　下125 4.0　下185	63.2	漏水のおそれがある箇所	釜段工法
6	巴波川	漏水	B	左	寒川	3.0　上125 3.0　上105	17.6	漏水のおそれがある箇所	釜段工法
7	巴波川	漏水	B	左	寒川	3.0　上100 3.0　下5	93.4	漏水のおそれがある箇所	釜段工法
8	巴波川	工作物	B	左	寒川	3.0　下14	1箇所	緑川橋	
9	巴波川	法崩れ すべり	B	左	寒川	3.0　下150 3.0　下155	5.4	法崩れ・すべりのおそれがある箇所	籠止め工法
10	巴波川	法崩れ すべり	B	左	寒川	3.0　下180 2.5　上205	124.1	法崩れ・すべりのおそれがある箇所	籠止め工法
11	鬼怒川	法崩れ すべり	B	右	延島新田	53.00　上190 53.00　下10	200	法崩れ・すべりのおそれ	表むしろ張り

12	鬼怒川	法崩れ すべり	B	右	福良～ 延島新田	53.00　下10 50.25	2,740	法崩れ・すべりのおそれ	表むしろ張り
13	鬼怒川	漏水	B	右	福良～ 中島	50.25 48.50	1,750	漏水のおそれ	月の輪
14	鬼怒川	法崩れ すべり	B	右	中島～ 中河原	48.50 48.50　下80	2,080	法崩れ・すべりのおそれ	表むしろ張り
15	鬼怒川	(重点) 危険水位	－	右	中河原 境地先	46.50	－	危険水位設定箇所　46.50 右岸：石井観測所	

⑵　県の管理区間

No.	河　　川	重　要　度		左右岸別	場　　所		延長（m）	対策水防工法
		種別	階級		大　字	字		
1	思川	堤体強度	B	右	島田	ＪＲ鉄道上	1,000	表シート張り
2	思川	堤防高	A	右	大行寺	小山大橋上	40	積み土嚢
3	思川	堤体強度	B	左	間中	新間中橋下	300	表シート張り
4	永野川	堤防高	B	左・右	押切	堀の内橋	200	積み土嚢
5	杣井木川	堤防高	B	左・右	押切	永野川合流点	350	積み土嚢

５－２　主要水門・樋門一覧

河川名	名称	位置		導水設備					管理者
		市町村	大字	左右	寸法				
					高さ	幅	数	機能	
思川	乙女排水樋門	小山	乙女	左	3.0	3.5	1	電動式ローラーゲート	間々田乙女土地改良区
	間々田第二都市下水路排水樋門	小山	乙女	左	2.0	2.0	2	手動鋼製ローラーゲート	小山市（下水道管理課）
	間々田排水樋門	小山	間々田	左	2.0	2.0	2	手動鋼製ローラーゲート	間々田乙女土地改良区
	間々田第一都市下水路排水樋門	小山	間々田	左	3.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（下水道管理課）
	旧荒川排水樋門	小山	網戸	右	2.3	2.1	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	荒川放水路	小山	網戸	右	2.4	2.4	2	電動鋼製スルースゲート	小山市（農村整備課）
	粟の宮１号排水樋管	小山	粟宮	左	1.5	1.5	1	手動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	排水樋管	小山	粟宮	左	1.0	1.0	1	手動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	塩沢排水樋門	小山	塩沢	右	2.2	2.2	2	電動式スライドゲート	小山市（農村整備課）
	横倉第一雨水幹線排水樋門	小山	塩沢	左	4.0	4.0	1	電動鋼製ローラーゲート	小山市（下水道管理課）
	排水樋門	小山	中央町	左	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	東生井排水樋管	小山	下生井	右	2.5	2.2	1	電動鋼製スルースゲート	国土交通省
	喜沢第二雨水幹線樋管	小山	渋井	左	2.0	2.0	1	手動鋼製ローラーゲート	小山市（下水道管理課）
姿川	排水樋門	小山	飯塚	右	1.5	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	南半田	左	1.5	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	南半田	右	1.1	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	南半田	左	1.0	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
巴波川	排水樋門	小山	中里	左	2.0	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下泉	右	1.5	2.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下泉	左	φ0.8		1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所

	排水樋門	小山	下河原田	左	φ0.8		1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下泉	左	1.35	3.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	上泉	左	1.3	3.7	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	上泉	左	1.3	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	大川島	右	1.3	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下初田	左	1.7	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
与良川	与良川白鳥排水樋管	小山	白鳥	右	1.5	1.5	2	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門	小山	白鳥	右	1.2	1.8	1	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門	小山	白鳥	右	2.0	2.5	2	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	上生井排水樋門	小山	生良	左	1.25	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	白地排水樋門	小山	迫間田	右	1.5	1.25	2	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
杣井木川	杣井木川排水機場	小山	押切	本流	2.9	4.1	2	電動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所

５－３　水防倉庫・水防資材一覧

河川名	水防倉庫名 (図面対象番号)	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材				水防器具																		
				かます空俵麻袋土のう等 (袋)	縄(kg) ロープ(m)	杭(鉄・木) パイプ (本)	鉄線 (kg)	シートむしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギリ (丁)	ナタ (丁)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	クワ (丁)	オノ (丁)	掛矢 (丁)	ペンチ (丁)	ハンマー (丁)	カッター (丁)	チェンソー (台)	一輪車 (台)	発電機 (台)	照明 (台)	救命ボート (台)	救命胴衣 (着)	その他
鬼怒川 田川	延島 水防倉庫 (栃８)	小山市長	小山市 延島249 (H14.12.９)	400	9	274	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	
思川	観晃橋 水防倉庫 (栃９)	小山市長	小山市 中央町1 (H14.３.13)	2,000	2	500	100	0	0	0	10	35	3	0	0	8	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
思川	大行寺 水防倉庫 (栃10)	小山市長	小山市 大行寺1198 (S27.８)	5,600	0	790	0	21	0	0	0	11	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	1	10	角材31本 とい１ケ
巴波川 与良川 永野川	中里 水防倉庫 (栃11)	小山市長	小山市 中里869-1 (S62.８.26)	330	2	300	7	4	22	1	1	9	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
思川 与良川	生良 水防倉庫 (栃12)	小山市長	小山市 生良412 (S46.７.30)	200	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鬼怒川 思川 田川 巴波川 永野川 姿川 与良川	小山市 消防本部 (栃13)	小山市長	小山市 神鳥谷934 (S46.２.10)	2,000	9	500	100	36	90	40	28	74	8	0	5	15	7	3	5	2	5	0	0	1	0	竹とげかま５丁 バール ６丁 とい２ケ 連結水のう１基 (高500× 下底1000 ×長25m) 吸水土のう550枚

思川 巴波川 永野川	小山消防署 豊田分署 （栃14）	小山市長	小山市 立木711-1 （S63．3．2）	1,000	0	99	0	6	19	16	10	27	3	0	3	7	1	2	3	0	3	0	0	1	0	バール ３丁 フルコン モッコ ４枚
鬼怒川 思川 姿川	小山消防署 桑分署 （栃15）	小山市長	小山市 羽川139-2 （S61．2．25）	1,000	3	233	40	9	31	15	12	23	3	0	6	7	3	2	3	0	3	0	0	0	0	バール ３丁
鬼怒川 田川	小山消防署 大谷分署 （栃16）	小山市長	小山市 犬塚312-1 （S58.10.12）	1,000	3	331	30	2	17	9	8	27	3	0	3	7	3	2	2	0	4	0	0	0	0	バール ３丁
思川 巴波川 永野川	小山消防署 間々田分署 （栃17）	小山市長	小山市 乙女3-2-24 （S54．5．7）	1,000	3	184	20	6	18	17	10	35	3	0	4	7	3	1	3	0	4	0	0	0	0	バール ３丁
思川	楢木 水防倉庫 （栃18）	小山市長	小山市 楢木72-12 （H１．３.14）	600	0	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	
渡良瀬 遊水地	下生井 水防倉庫 （栃19）	小山市長	小山市 下生井 （S59.10．5）	500	3	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
思川 姿川	飯塚 水防倉庫 （栃20）	小山市長	小山市 飯塚474 （H１.12.11）	0	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
思川	石ノ上 水防倉庫 （栃21）	小山市長	小山市 石ノ上1036 （S42．4．1）	0	0	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料６　輸送関係

６－１　緊急輸送道路指定路線一覧

⑴　第１次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路　線　名	路線延長	区　　間
国　　道（国管理）	4	国道４号	118.0	全線（野木町野木〔茨城県境〕～那須町豊原乙〔福島県境〕）
	4	国道４号バイパス	40.5	全線（小山市東野田〔茨城県境〕～宇都宮市平出工業団地〔国道４号交点〕）
	50	国道50号	41.4	全線（足利市南大町〔群馬県境〕～小山市雨ケ谷新田〔茨城県境〕）
主要地方道	31	栃木小山線	9.7	全線（栃木市室町〔栃木藤岡線分岐〕～小山市城山町１〔国道４号交点〕）

⑵　第２次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路　線　名	路線延長	区　　間
一 般 県 道	153	南小林栃木線	7.5	全線（小山市下河原田〔国道50号交点〕～栃木市室町〔栃木藤岡線交点〕）
一 般 県 道	264	小山結城線	3.6	一部（小山市城山町２〔国道４号交点〕～小山市中久喜〔新国道４号交点〕）
一 般 県 道	339	小山下野線	1.8	一部（小山市駅東通り〔小山結城線交点〕～小山市駅南町〔国道50号交点〕）

⑶　第３次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路　線　名	路線延長	区　　間
主要地方道	18	小山壬生線	10.3	一部（小山市喜沢〔国道４号分岐〕～壬生町中央町〔壬生駅前〕）
	33	小山環状線	4.2	一部（小山市出井〔福良羽川線分岐〕～小山市飯塚〔小山壬生線交点〕）
	35	宇都宮結城線	27.7	一部（宇都宮市簗瀬町〔国道４号交点〕～小山市梁〔茨城県境〕）
	36	岩舟小山線	8.9	全線（岩舟町和泉〔栃木藤岡線分岐〕～小山市大行寺〔国道50号交点〕）
	54	明野間々田線	4.6	一部（小山市東野田〔新国道４号交点〕～小山市間々田〔国道４号交点〕）
一 般 県 道	214	福良羽川線	0.3	一部（小山市出井〔小山環状線分岐〕～小山市出井〔新国道４号交点〕）
	264	小山結城線	1.6	一部（小山市大行寺〔国道50号分岐〕～小山市大行寺〔栃木小山線交点〕）

６－２　飛行場外・緊急離着陸場等一覧

No.	施　設　名　称		所在地	形　状		区分
				大きさ	表面	
1	石ノ上河川広場		大字石ノ上地先	980m×200m (着陸帯のみ20m×20m)	舗装 (着陸帯のみ)	飛行場外
2	思川緑地公園	陸上競技場	大行寺1289	160m×100m	芝生	緊急
3	小山運動公園	陸上競技場	大字向野187	180m×120m	芝生	緊急
4	小山総合公園	(県南体育館北側)	外城371	190m×175m	芝生	緊急
5	高岳製作所	サッカー場	中久喜1409-1	140m×105m	芝生	緊急

６－３　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">年　月　日

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 証 明 書

栃木県知事　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使 用 者</td><td>住　所</td><td>電話（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　目　的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

資料７　避難関係

７－１　指定避難所及び広域避難場所一覧

【避難所】

No.	名　　称	住　　所	電話番号	面積（㎡）	収用可能人数※
1	小山第一小学校	宮本町1-3-1	22-0074	639	319
2	小山第二小学校	宮本町2-9-20	22-0079	591	295
3	小山第三小学校	神鳥谷4-7-51	24-2355	606	303
4	小山城南小学校	西城南5-29-1	27-7162	606	303
5	旭小学校	駅南町5-6-69	27-6883	606	303
6	小山城北小学校	城北5-18-1	22-3081	604	302
7	若木小学校	若木町2-6-44	25-6467	471	235
8	小山城東小学校	城東1-16-1	25-2882	736	368
9	大谷東小学校	横倉新田271	27-0694	606	303
10	大谷南小学校	東野田2147	28-0009	754	377
11	大谷北小学校	犬塚5-6-10	22-0268	606	303
12	間々田小学校	間々田1512	45-0022	648	324
13	乙女小学校	乙女1954	45-4114	606	303
14	間々田東小学校	間々田57-2	45-1720	658	329
15	下生井小学校	下生井1546	0280-55-0372	530	265
16	網戸小学校	網戸1514	45-1732	532	266
17	寒川小学校	中里861	38-1009	399	199
18	豊田南小学校	松沼668	37-0014	497	248
19	豊田北小学校	大本808	37-0015	497	248
20	穂積小学校	萩島27	38-2005	725	362
21	中小学校	南小林109	38-0649	584	292
22	羽川小学校	羽川125	22-0186	596	298
23	羽川西小学校	黒本771-2	25-3022	698	349
24	萱橋小学校	萱橋1169-1	49-1185	399	199
25	福良小学校	福良2246	49-0142	497	248
26	梁小学校	梁67	0296-33-3665	754	377
27	延島小学校	延島1019	49-0004	600	300
28	小山中学校	渋井779-1	22-0168	887	443
29	小山第二中学校	天神町1-6-36	22-0089	701	350
30	小山第三中学校	犬塚3-29-1	25-5745	891	445
31	小山城南中学校	東城南1-22-9	27-5800	825	412
32	大谷中学校	横倉新田97	27-0252	892	446

資料７　７－１　指定避難所及び広域避難場所一覧

No.	名　　称	住　　所	電話番号	面積（㎡）	収用可能人数※
33	間々田中学校	間々田2364	45-0062	717	358
34	乙女中学校	乙女1731	45-3600	724	362
35	豊田中学校	松沼397	37-0004	874	437
36	美田中学校	下国府塚287	38-2006	910	455
37	桑中学校	出井1859	22-0187	893	446
38	絹中学校	福良2240-1	49-0141	662	331
39	小山高等学校	若木町2-8-51	22-0236	①　975②780	877
40	小山西高等学校	松沼741	37-1188	①1924②1494	1,709
41	小山城南高等学校	西城南4-26-1	27-1245	①1138②1055	1,096
42	小山南高等学校	間々田23-1	45-2424	①1569②1287	1,428
43	小山北桜高等学校	東山田448-29	49-2932	1276	638
44	勤労青少年ホーム	犬塚3-1-2	23-3402	831	415
45	白鴎大学本キャンパス	大行寺1117	22-1111	1477	738
46	白鴎大学東キャンパス	駅東通り2-2-2	22-8900	642	320
47	小山市工業高等専門学校	中久喜771	20-2100	1106	553
48	関東職業能力開発大学校	横倉612-1	31-1711	783	391
49	小山市立文化センター	中央町1-1-1	22-9552	402	201

※　収容人数は２㎡につき１人で計算

※　No.39、40、41、42は２施設を避難所に指定

【避難場所】

No.	名　　称	住　　所	電話番号	面積（ha）
1	小山中央公園	中央町1-1		2.0
2	城山公園	城山町1-1		4.0
3	駅東公園	駅東通り2-25		1.1
4	城北公園	城北5-12		1.8
5	神久保公園	神鳥谷2-29		1.3
6	希望ケ丘公園	西城南5-1		1.9
7	あさひ公園	駅南5-6	27-9062	1.7
8	城南公園	東城南4-17		2.2
9	自由ケ丘公園	東城南3-8		1.2
10	原之内公園	神鳥谷1864-1	27-8060	2.0
11	小山総合公園	外城371-1		20.6
12	城東公園	城東1-19		2.5
13	犬塚公園	犬塚1-24		1.3
14	あけぼの公園	横倉新田465	27-7133	5.0
15	間々田八幡公園	間々田2369		3.0
16	間々田美しが丘公園	美しが丘3-1		4.0
17	小山運動公園	向野187	49-3524	20.0

７－２　浸水想定区域内避難所一覧

（小山市西部地区～思川・巴波川・永野川・姿川及び隣接する渡良瀬川～）

要援護者優先避難場所

No.	施設名称	住所	電話番号	避難対象地区
1	穂積小学校（2階以上）	萩島27	38-2005	思川西側全地区
2	中小学校（2階以上）	南小林109	38-0649	
3	美田中学校（2階以上）	下国府塚287	38-2006	
4	豊田公民館	松沼467	37-1002	

避難場所

No.	施設名称	住所	電話番号	避難対象地区
1	若木小学校	若木町2－6－44	25-6467	小山
2	勤労青少年ホーム	犬塚3-1-2	23-3402	
3	小山城北小学校	城北5-18-1	22-3081	
4	羽川小学校	羽川125	22-0186	飯塚
5	豊田南小学校	松沼668	37-0014	小宅・立木
6	小山第一小学校	宮本町1-3-1	22-0074	立木
7	小山第二小学校	宮本町2-9-20	22-0079	
8	豊田北小学校	大本808	37-0015	黒本
9	豊田中学校	松沼397	37-0004	島田
10	小山市立文化センター	中央町1-1-1	22-9552	渋井
11	白鷗大学東キャンパス	駅東通り2-2-2	22-8900	塩沢
12	小山城南高等学校	西城南4-26-1	27-1245	間中
13	間々田小学校	間々田1512	45-0022	網戸・寒川・白鳥
14	間々田中学校	間々田2364	45-0062	網戸・粟宮・乙女１・乙女２・千駄塚・中里・間々田
15	小山南高等学校	間々田23-1	45-2424	網戸・乙女・上生井・下生井・迫間田
16	間々田東小学校	間々田57-2	45-1720	乙女・生良・楢木
17	大谷南小学校	東野田2147	28-0009	乙女
18	小山城南小学校	西城南5-29-1	27-7162	押切・鏡・上泉・下泉
19	小山西高等学校	松沼741	37-1188	大川島・上初田・下初田・南小林
20	小山第二中学校	天神町1-6-36	22-0089	井岡・石ノ上・大行寺
21	小山城南中学校	東城南1-22-9	27-5800	大行寺
22	小山城東小学校	城東1-16-1	25-2882	
23	小山第三小学校	神鳥谷4-7-51	24-2355	小袋・下河原田・生駒
24	旭小学校	駅南町5-6-69	27-6883	下国府塚
25	小山高等学校	若木町2-8-51	22-0236	上石塚・下石塚・萩島

７－２　浸水想定区域内避難所一覧（小山市東部地区～鬼怒川・田川～）

避難場所

No.	施設名称	住所	電話番号	避難対象地区
1	延島小学校（1階以上）	延島1019	49-0004	延島新田・延島
2	福良小学校	福良2246	49-0142	福良
3	絹中学校	福良2240-1	49-0141	中島
4	梁小学校（2階以上）	梁67	0296-33-3665	梁
5	小山北桜高等学校	東山田448-29	49-2932	田川・延島・福良・梁・高椅
6	萱橋小学校	萱橋1169-1	49-1185	中河原

市外の避難場所

No.	施設名称	住所	電話番号	避難対象地区
1	結城東中学校	結城市結城3381	0296-33-5101	中河原

７－３　浸水想定区域内災害時要援護者施設一覧

No.	河川名	施設名称	住所	電話番号
1	思川・巴波川流域	白鷗大学はくおう幼稚園	大行寺1195番地	38-2636
2		みのり幼稚園	萩島56番地	38-2027
3		生井ゆりかご幼稚園	上生井679番地3	0282-67-3038
4		小山西幼稚園	下泉488番地3	38-3121
5		網戸保育所	網戸758番地1	45-5016
6	鬼怒川・田川流域	きぬの里特別養護老人ホーム	高椅132番地1	49-3636
7		のぶしま幼稚園	延島96番地	49-2471
8		あおぞら幼稚園	福良1887番地	49-2249
9		絹保育所	高椅482番地1	49-0046

７－４　備蓄品一覧

備蓄米残数　（平成25年３月現在）

購入年度	種類	１箱あたり	箱数	合計	賞味期限
平成20年度（2008）	ひじき	50	3	150	2014年２月
	山菜おこわ	50	4	200	2014年２月
平成21年度（2009）	五目	50	1	50	2015年２月
	わかめ	50	4	200	2015年２月
平成22年度（2010）	五目	50	6	300	2016年２月
平成23年度（2011）	わかめ	50	97	4,850	2016年11月
	五目	50	80	4,000	2016年11月
	ドライカレー	50	100	5,000	2016年11月
	山菜おこわ	50	100	5,000	2016年11月
	五目	50	25	1,250	2017年２月
	ひじき	50	25	1,250	2017年２月
	カルボナーラ	20	58	1,160	2017年３月
	ペペロンチーノ	20	63	1,260	2017年３月
	缶パン（チ）	24	29	696	2016年11月
	缶パン（コ）	24	35	840	2016年11月
	缶パン（レ）	24	35	840	2016年11月
	ビスケット	70	50	3,500	2016年10月
平成24年度（2012）	缶パン（チ）	24	10	240	2017年10月
	五目	50	25	1,250	2018年10月
	しそわかめ	50	25	1,250	2018年10月
	ドライカレー	50	8	400	2019年２月
計	わかめ	50	101	5,050	
	五目	50	157	7,850	
	ひじき	50	28	1,400	
	山菜おこわ	50	104	5,200	
	しそわかめ	50	25	12,50	
	ドライカレー	50	88	4,400	
	パスタ	20	121	2,420	
	缶パン	24	109	2,616	
	ビスケット	70	50	3,500	
合計				33,686	

防災備蓄品一覧

No.	備品名	合計個数	備考
1	簡易間仕切り(段ボール)	68部屋	10部屋×７箱
2	簡易間仕切り(パーテーション)	144部屋	５部屋×２９箱
3	プライベートテント	10個	
4	ブルーシート	60枚	
5	簡易トイレ（Ａタイプ）	35個	５個×７箱
6	簡易トイレ（Ｂタイプ）	36個	
7	簡易トイレ（Ａ）詰換え用	3,100個	100個×31箱
8	パーソナルテント	42個	４個×11箱
9	毛布	2,050枚	10枚×205箱
10	ＥＲマスク	5,760枚	240枚×24箱
11	水タンク	80個	20Ｌ用
12	炊飯袋	1,000枚	１合炊き
13	圧縮タオル	450枚	
14	タオル	1,320枚	330枚×４箱
15	歯ブラシセット	1,770個	
16	紙おむつ（幼児用S,M)	700枚	
17	紙おむつ（大人用Ｄ）	148枚	
18	生理用品	3,150枚	
19	ストーブ・温風ヒーター	４台	
20	扇風機	５台	
21	やかん	10個	
22	救命胴衣	４個	
23	伝言シート	９個	
24	発電機（拠点用・避難所用）	66台	
25	ガソリン缶	66個	20Ｌ用
26	災害対応ラジオ	17個	
27	放射能測定器（TOYO)	13台	
28	放射能測定器（HORIBA)	15台	
29	高圧洗浄機	３台	

資料８　災害救助法関係

８－１　災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

（平成25年４月１日）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 300円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 2,387,000円以内 ３　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	１　平均１戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,010円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は１／３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	１　輸送費、人件費は別途計上

資料８　８－１　災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="4">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table>
<tr><th>区　分</th><th></th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>円
17,300</td><td>円
22,300</td><td>円
32,800</td><td>円
39,300</td><td>円
49,800</td><td>円
7,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,600</td><td>37,000</td><td>51,600</td><td>60,400</td><td>75,900</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
１世帯当り
520,000円以内</td><td>災害発生の日から１か月以内</td><td></td></tr>
</table>

資料８　８－１　災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む）	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,100円 中学校生徒　4,400円 高等学校等生徒　4,800円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,300円以内 一時保存　既存建物借上費　通常の実費 一時保存　既存建物以外　１体当たり　5,000円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

資料８　８－１　災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
	６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分			
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実　費　弁　償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 21,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,500円以内 保健師、助産師、看護師、準看護師 14,700円以内 救急救命士 15,600円以内 土木技術、建築技術者 16,900円以内 大工 18,900円以内 左官 17,800円以内 とび職 16,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

８－２　小山市小災害見舞金支給規則（平成47年３月31日 規則第21号）

（趣旨）

第１条　この規則は、小山市民が火災及び風水害等不慮の災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用されない災害の被災者に対して、見舞金及び弔慰金を支給するものとする。

（災害の対象）

第２条　被災者に対する見舞金及び弔慰金は、次の場合に支給するものとする。ただし、この規則の目的に反する災害については、見舞金又は弔慰金の支給を行わないものとする。

⑴　火災により住家が全焼したとき。

⑵　火災により住家が半焼したとき。

⑶　風水害等により住家が全壊又は流出したとき。

⑷　風水害等により住家が半壊又は半埋没をうけたとき。

⑸　風水害等により住居が床上浸水をうけたとき。

⑹　火災及び風水害等により人的被害をうけたとき。

（見舞金の支給基準）

第３条　見舞金及び弔慰金の支給は、次のとおりとする。

⑴　住家の被害

ア　全焼、全壊、流出、埋没の世帯に対し　１世帯当たり　50,000円

イ　半焼、半壊、半埋没の世帯に対し　〃　30,000円

ウ　床上浸水の世帯に対し　〃　10,000円

⑵　人的被害

ア　死亡者　１人当たり（弔慰金）　100,000円

イ　重傷者　〃　（見舞金）　20,000円

（１ケ月以上入院加療を要すると認められる者）

（援護の特例）

第４条　この規則にかかわらず、災害の状況により特に見舞金の支給を必要とするものについては、そのつど市長が定める。

附　則

この規則は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年６月27日規則第17号）

この規則は、昭和58年７月１日から施行する。

附　則（平成９年３月26日規則第７号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

８－３　災害弔慰金の支給等に関する条例　（昭和49年９月24日 条例第36号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

⑴　「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

⑵　「市民」とは、災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

⑴　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

⑵　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定

にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

⑴　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

⑵　令第２条に規定する場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

⑵　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

⑶　第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は５年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

第５章　補則

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年７月１日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年３月15日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年７月１日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年10月１日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和55年12月14日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年12月28日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年６月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成９年３月26日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

８－４　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年９月24日規則第31号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

⑴　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

⑵　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

⑶　死亡者の遺族に関する事項

⑷　支給の制限に関する事項

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

⑴　障害者の氏名、性別、生年月日

⑵　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

⑶　障害の種類及び程度に関する事項

⑷　支給の制限に関する事項

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

⑴　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

⑵　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

⑶　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

⑷　保証人となるべき者に関する事項

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

⑵　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

⑶　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第３号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第５号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書と引き換えて貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添

えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第９号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

⑴　借受人の死亡を証する書類

⑵　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状（様式第16号）を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第17号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第５章　補則

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年12月28日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成元年５月23日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号

診　　断　　書

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>性別</td><td colspan="2">男・女</td></tr>
<tr><td>傷　病　名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">負傷発病年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>障害の部位</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">初診年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>既　往　症</td><td></td><td>既存障害</td><td></td><td colspan="2">治ゆ年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>療養の内容及び経過</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>障害の状態の詳細</td><td colspan="8">（図で示すことができるものは図解すること）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">関節運動範囲</td><td colspan="3">種類範囲
部　位</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">上記のとおり診断します。
年　　月　　日
郵便番号＿＿＿＿＿＿電話番号　＿＿＿＿局番
病院又は診療所の　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
診療担当者
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印</td></tr>
</table>

様式第２号

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	

被災日時	年　月　日　時	災害名		
被害の種類	１　世帯主の負傷　２　住居の全壊 ３　住居の半壊　４　家財の損害	被害場所		
返す方法	１　年賦　２　半年賦	いつまでに返せますか	年　月（　回）	
借入申込者について	フリガナ		男・女	年　月　日生（　歳）
	氏名			
	フリガナ		郵便番号	電話番号
	現住所	（　方）	〒	局　番
	本籍		勤務先の名称と所在地	
	職業			

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入（月収）	勤務先・学校名

		収入合計	円	支出合計	円			
	資産の状況	土地	(1)住宅　㎡(2)田畑　㎡(3)山林　㎡	住居の状況	(1)自家　(2)借家　(3)借間　(4)同居			
		建物	(1)自宅　㎡(2)その他　㎡	生活保護	年　月　日より受給(生住教医)			
		負債	(内容)	(金額)	円			
連帯保証人(保証人が書いて下さい。)		氏名		男・女	年　月　日生(　歳)			
		現住所		本籍地				
		職業		月収	円	申込者との関係		家族数　人
	資産	土地	(1)宅地　㎡(2)田畑　㎡(3)山林　㎡	勤務先	名称			
		建物	(1)自宅　㎡(2)その他　㎡		所在地	電話　局　番		

この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況	(有・無)　(状況)
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	(有・無)

資金の使途		
資金の使い方　総額　円	資金の内訳　合計　円	
に　円	災害援護資金で	円
に　円	手持資金で	円
に　円	その他(　)で	円
に　円		
に　円		

被害の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治　　ヵ月	
	住居の被害	(1) 全壊		(2) 半壊			
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(　畳中で　畳が被害)		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本だな					
		食器・戸だな			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					

		電気・ガス炊飯器					
		電気洗たく機					
		電気掃じ機					
		ミシン					
		電気アイロン					
		自転車					
		テレビ					
		ラジオ					
		柱時計					
		目覚し時計			小計		
		紳士用腕時計			合計		

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年　　月　　日

借入申込者　　印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人　　印

小山市長　　殿

様式第３号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号　　第　　号
貸付金額　　円

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法　　年賦・半年賦

利　　子　　年３パーセント

資金をお渡しする日と手続について

１　貸付金交付日　　年　　月　　日

２　場　　所

３　ご持参なさるもの

⑴　この通知書

⑵　同封の借用書

⑶　あなたの印鑑

⑷　あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第４号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第５号

貸付決定番号　　号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額　　円

利　　子　　年３パーセント

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法　　年賦・半年賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年　　月　　日

住　　所

借受人氏名

住　　所

保証人氏名

様式第６号

繰　上　償　還　申　出　書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏　名　　印

小山市長　　殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃　　金額

様式第７号

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借受人　住　所
氏　名　　印
連帯保証人　住　所
氏　名　　印

小山市長　　殿

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>１　３年
２　５年</td><td rowspan="2">希望猶予

期 間 等</td><td rowspan="2">カ月
ただし
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１　年賦
２　半年賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の根拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第８号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間　　年　　月　　日から　　カ月

変更後の償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第９号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

支払猶予不承認通知書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

様式第10号

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年　　月　　日

借受人　住所

氏名　　印

連帯保証人　住所

氏名　　印

小山市長　　殿

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額		円			
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

違約金支払免除承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る年　　月　　日における違約金　　円の支払いを免除致します。

様式第12号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

違約金支払免除不承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td></td><td>貸付けを受けた日</td><td>年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td>年賦・半年賦</td><td>償還期限</td><td>年　月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請額</td><td colspan="5">円（償還未済額の全部
一部で　　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">免除申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>本　籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">相続人借受人又はその</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">保証人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>借受人との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　　印

小山市長　　殿

様式第14号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
償還を免除した額	合　計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合に、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75％の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75％の率で違約金がさらに加算されます。

元　金　　円

利　子　　円

違約金　　円

合　計　　円

様式第16号

第　　号

年　　月　　日

小山市長　　印

殿

督　　促　　状

あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元金合計　　円）については、納期を経過しておりますが未だ納入されておりませんので至急納入下さい。

なお､納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.75％の割合で計算した額が違約金として徴収されることになっておりますので申し添えます。

様式第17号

氏　名　等　変　更　届

貸付番号				
借　受　人	氏　名		住　所	
連帯保証人	氏　名		住　所	
○で囲むこと 1　住　所　変　更 2　改姓又は改名 3　死亡又は行方不明 4　そ　の　他	（異動の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）
住　所
氏　名　　印

連帯保証人
住　所
氏　名　　印

小山市長　　殿

８－５　り災証明書

平成　　年　　月　　日

小山市長　大久保　寿夫　様

申請者住所

申請者氏名　　印

り　災　証　明　書

下記のとおり、り災したので証明願います。

記

り災日時		平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分		
り災物件所在地		小山市		
り災種別		□地震　□豪雨　□暴風　□洪水 □その他（　　）		
り災状況				
り災者	住所			
	氏名			
	電話	（　　）	生年月日	年　　月　　日
添付書類（写真）		別紙のとおり		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

小山市長　大久保　寿夫

資料９　災害情報・伝達関係

９－１　栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成６年４月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

３　報告手続

⑴　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（⑴において「火災等」という。）が発生した場合には、原則として当該火災等が発生した地域の属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがった場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた消防本部が報告を行うものとする。

⑵　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合には、原則として当該災害が発生した地域の属する市町村が、災害に関する即報を県へ報告するものとする。

⑶　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、県は、市町村又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

⑷　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村又は消防本部は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村又は消防本部は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても報告するものとする。

⑸　市町村又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、直ちに分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。県は、市町村又は消防本部からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村又は消防本部からの報告を待たずして情報を入

手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、県が消防庁に報告する場合及び市町村又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、⑴の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、ファクシミリにて様式を送信した後に電話にて報告した旨伝えるものとする。また、市町村及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム用の端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）から入力することにより報告するものとする。また、画像情報を送信することができる市町村並びに消防本部は⑵により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

⑴　様　式

ア　火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。（爆発を除く。）

イ　特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ　救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故及び救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ　災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし消防庁長官又は県知事から特に求められたものについては、この限りではない。

⑵　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる市町村並びに消防本部（応援団体含む。）は、原則として次に基準に該当する火災・災害等が発生したときには、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町村の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

⑴　「第２　即報基準」及び「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

⑵　市町村又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

⑶　県は、被害状況等の把握に当たって、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

⑷　市町村並びに消防本部にあっては､情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

⑸　市町村又は消防本部が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告を行うものとする。

⑹　⑴から⑸までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

⑺　消防庁に報告を行うに当たっては、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

⑻　県及び消防庁に報告を行うに当たっての連絡先は、別表１のとおりとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災即報

⑴　一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

⑵　個別基準

次の火災については⑴の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

㋐　特定防火対象物で死者の発生した火災

㋑　高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

㋒　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

㋓　建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

㋔　損害額１億円以上と推定される火災

㈎　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ　林野火災

㈎　焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

㈏　空中消火を要請したもの

㈐　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

㈑　火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

㈎　航空機火災

㈏　社会的影響度が高い船舶火災

㈐　トンネル内車両火災

㈑　列車火災

エ　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

⑶　社会的影響基準

⑴一般基準、⑵個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（例示）・施設等で多数の人が避難したもの

２　特定の事故即報

⑴　一般基準

特定の事故即報については、原則として、次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

⑵　個別基準

次の事故については⑴の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

㈎　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

㈏　負傷者が５名以上発生したもの

㈐　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

㈡　500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

㈢　湖沼、河川への危険物流出事故

㈣　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

イ　原子力災害等

㈠　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

㈡　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

⑶　社会的影響基準

⑴一般基準、⑵個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

３　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

⑴　死者５人以上の救急事故

⑵　死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

⑶　要救助者が５人以上の救助事故

⑷　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

⑸　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

４　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

⑴　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第

２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

⑵　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態

５　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

⑴　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町村以上にまたがるもので１の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（例示）・台風、豪雨、豪雪

⑵　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

㋐　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

㋑　河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

㋒　台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

㋓　突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　雪害

㋐　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

㋑　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ　火山災害

㋐　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

㋑　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

⑶　社会的影響基準

⑴一般基準、⑵個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第３　直接即報基準

市町村又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該

当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災即報

⑴　交通機関の火災

第２の１の⑵のウに同じ。

⑵　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２　特定の事故即報

⑴　危険物等に係る事故

ア　第２の２の⑵のアの㋐、㋑に同じ

イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

㋐　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

㋑　500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

⑵　原子力災害等

第２の２の⑵のイに同じ。

⑶　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

⑴　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

⑵　バスの転落等による救急・救助事故

⑶　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

⑷　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

⑸　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４　武力攻撃災害

第２の４の⑴⑵に同じ。

５　災害即報

⑴　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

⑵　第２の５の⑵のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの

報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜共通＞

１　市町村・消防番号

次の番号を入れて報告すること。

宇都宮市	1	二宮町	16	宇都宮市消防本部	28
足利市	2	益子町	17	足利市消防本部	29
栃木市	3	茂木町	18	鹿沼市消防本部	30
佐野市	4	市貝町	19	日光市消防本部	31
鹿沼市	5	芳賀町	20	小山市消防本部	32
日光市	6	壬生町	21	石橋地区消防組合消防本部	33
小山市	7	野木町	22	大田原地区広域消防組合消防本部	34
真岡市	8	岩舟町	23	栃木地区広域行政事務組合消防本部	35
大田原市	9	塩谷町	24	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	36
矢板市	10	高根沢町	25	黒磯那須消防組合消防本部	37
那須塩原市	11	那須町	26	南那須地区広域行政事務組合消防本部	38
さくら市	12	那珂川町	27	佐野地区広域消防組合消防本部	39
那須烏山市	13			塩谷広域行政組合消防本部	40
下野市	14				
上三川町	15				

＜火災即報＞

２　第１号様式（火災）

⑴　火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

⑵　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

⑶　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。

（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

⑷　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

⑸　その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

㋐　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。㋐において同じ。）の概要

ａ　建物等の用途、構造及び環境

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(ｲ)　火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準の(ｵ)又は(ｶ)に該当する火災

(ｱ)　発見及び通報の状況

(ｲ)　延焼拡大の理由

a　消防事情　　b　都市構成　　c　気象条件　　d　その他

(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ)　り災者の避難保護の状況

(ｵ)　市町村並びに消防本部の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ)　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ)　林野の植生

(ｳ)　自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｴ)　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ)　焼損状況、焼損程度

＜特定の事故即報＞

３　第２号様式（特定の事故）

⑴　事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

⑵　事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように事業所の名称のすべてを記入すること。

⑶　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

⑷　物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

⑸　施設の区分

欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

⑹　施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

⑺　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

⑻　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

⑼　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

⑽　その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）・自衛隊の派遣要請、出動状況

⑾　原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故等即報＞

４　第３号様式（救急・救助事故等）

⑴　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

⑵　事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

⑶　死傷者等

ア　「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

⑷　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

⑸　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

⑹　消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

⑺　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

⑻　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）・市町村、その他関係機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

５　第４号様式

⑴　第４様式一その１　（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

⑺　発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

⑴　災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について､判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入すること。

（例）・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況

⑵　第４様式一その２　（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ　備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

⑺　災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

⑴　災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

⑼　災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

⑸　応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数についても概数を記入すること。

（例）・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況

附　則

この要領は、平成２年５月15日から施行する。

この要領は、平成７年１月17日から施行する。

この要領は、平成８年５月15日から施行する。

この要領は、平成12年２月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月１日から施行する。

この要領は、平成15年６月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年３月１日から施行する。

この要領は、平成16年11月１日から施行する。

この要領は、平成18年３月20日から施行する。

この要領は、平成19年３月31日から施行する。

この要領は、平成20年４月１日から施行する。

この要領は、平成20年５月１日から施行する。

この要領は、平成20年９月９日から施行する。

この要領は、平成21年３月23日から施行する。

この要領は、平成22年３月29日から施行する。

この要領は、平成24年３月30日から施行する。

この要領は、平成24年５月31日から施行する。

別表１　連絡先

県	終　日	県民生活部消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	500-2136
				ＦＡＸ	500-2146
			ＮＴＴ回線	電話	028-623-2136
				ＦＡＸ	028-623-2146
消防庁	勤務時間内（平日９時30分～18時15分）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527
				ＦＡＸ	03-5253-7537
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49013
				ＦＡＸ	発信特番-048-500-90-49033
	勤務時間外	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7777
				ＦＡＸ	03-5253-7553
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49102
				ＦＡＸ	発信特番-048-500-90-49036

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/	市町（消防本部名）	
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（℡　）

（　月　日　時　分現在）

※　爆発を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	6-　，　- （英字）（数字）
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
事故名　１　危険物等に係る事故 ２　原子力施設等に係る事故 ３　その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）		報告者名	（TEL　）

事故種別	１　火災　２　爆発　３　漏えい　４　その他（　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他（　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　）		
施設の概要		危険物施設 の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町（消防本部名）	
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（TEL　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(TEL　)

（　月　日　時　分現在）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住　家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

《消防防災課確認事項》

1　死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2　住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3　非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4　住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5　道路、崖くずれの状況について確認する。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部消防防災課　(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名（消防本部名）		区分				被害	区分		被害	備考
報告者名	（TEL　）	その他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		災害発生場所
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）			冠水	ha		農林水産業施設	千円		
			畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円		災害発生年月日
				冠水	ha		その他の公共施設	千円		災害の種類概況
			文教施設		箇所		小計	千円		
			病院		箇所		公共施設被害市町数	団体		
区分	被害		道路		箇所		その他 農産被害	千円		応急対策の状況
人的被害 死者	人		橋りょう		箇所		林産被害	千円		
行方不明者	人		河川		箇所		畜産被害	千円		１１９番通報件数
負傷者 重傷	人		砂防		箇所		水産被害	千円		
軽傷	人		清掃施設		箇所		商工被害	千円		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
住家被害 全壊	棟		崖くずれ		箇所		その他	千円		
	世帯		鉄道不通		箇所		被害総額	千円		
	人		被害船舶		隻		災害対策本部等の設置状況			・避難の勧告・指示の状況
半壊	棟		水道		戸					
	世帯		電話		回線		設置　月　日　時　分			・避難所の設置状況
	人		電気		戸		解散　月　日　時　分			
一部破損	棟		ガス		戸		災害救助法適用状況			・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
	世帯		ブロック塀等		箇所					
	人									・自衛隊の派遣要請、出動状況
床上浸水	棟									
	世帯									・災害ボランティアの活動状況
	人									
床下浸水	棟		り災世帯数※2		世帯					その他
	世帯		り災者数※2		人					
	人		火災※3発生 建物		件		消防職員出動延人数	人		
非住家※1 公共建物	棟		危険物		件		消防団員出動延人数	人		
その他	棟		その他		件					

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

９－２　各種報告等様式一覧

様式番号	様　　式　　名
様式１	災害受付票
様式２	世帯別被害状況調査一覧
様式３	被害状況調査表
様式４	施設被害状況調査表
様式５	職員動員報告書
様式６	避難所開設報告について
様式７	避難所状況報告書
様式８	避難者名簿
様式９	物資受払簿（集積所用）
様式10	物資受払簿（避難所用）
様式11	職員の派遣要請について
様式12	職員の派遣のあっせんについて
様式13	職員の応援要請について
様式14	自衛隊の災害派遣要請について
様式15	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について
様式16	災害救助法の適用について（要請）

様式１

災害受付票

整理№.

受信日時	月　日（　）　時　分			受信者	
通報者	１.市民　２.職員（　部　課）　３.消防 ４.警察　５.その他（　）				
	氏名			電話番号	

被害発生日時	月　日（　）　時　分				
災害発生場所			目標物		
被災者氏名（施設名称等）					
人的被害	氏名		区分（　）	男　・　女	才
	氏名		区分（　）	男　・　女	才
	氏名		区分（　）	男　・　女	才
	※区分　１.死亡　２.行方不明　３.重傷　４.軽傷				
物的被害	１.住家　２.非住家　３.道路　４.河川　５.橋梁　６.がけ崩れ　７.倒木 ８.田畑　９.その他（　）				
１，２の場合	【建物種別】　１.一般住家　２.マンション･アパート　３.店舗 ４.事務所　５.その他（　）				
被害概要					

対応機関	１.市（　部　課） ２.消防　３.警察　４．その他（　）
指示事項等	

様式２

世帯別被害状況調査一覧

災害名		発生日		報告者氏名	課

No.	世帯主 (所有者)	住所 (所在地)	職業等	世帯人員（人）			人的被害（人）				住家被害（棟）					世帯区分	備考
				男	女	計	死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊(流失)	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	生保 身障 老人 母子等	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
小計																	
合計																	

様式３　　（表）

整理No.

被害状況調査表

調査日		年		月		日		時		分
報告者			課							

被災者	住所												
	氏名									電話番号			
	世帯構成	男		人	／	女		人	／	計		人	

人的被害	氏名		区分（　）	男　・　女	才
	氏名		区分（　）	男　・　女	才
	氏名		区分（　）	男　・　女	才
	※区分　１.死亡　２.行方不明　３.重傷　４.軽傷				
建物被害	【建物種別】 １.一般住家（　　棟）　２.マンション･アパート（　　棟） ３.店舗（　　棟）　４.事務所（　　棟）　５.その他（　　）（　　棟） 【被害区分】 １.全壊（　　棟）　２.半壊（　　棟）　３.一部損壊（　　棟） ４.床上浸水（　　棟）　５.床下浸水（　　棟）				
	【被害の概要】				
必要な処置等					

（裏）

被害の認定基準

１　世帯及び住家の定義

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

２　被害認定

死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊（全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

（注）

⑴　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

⑵　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

⑶　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

様式４

施設被害状況調査表

報告日		年		月		日		時		分
報告者				課						

No.	発生日時	発生場所	被害の概要（面積、延長、数量等）	必要な処置等	被害金額（千円）
1	月　日 時　分				
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※表題に、道路、水道、下水道、公園、文教等の名称を記載すること。

様式５

職員動員報告書

部　　課

月　　日　　時現在	班内職員数	動員数
	人	人

No.	職名	氏名	勤務日	勤務時間	勤務内容
1			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
2			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
3			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
4			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
5			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
6			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
7			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
8			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
9			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
10			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
11			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
12			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
13			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
14			月　　日	時　　分から 時　　分まで	
15			月　　日	時　　分から 時　　分まで	

様式６

小災本第　号
平成　　年　　月　　日

栃木県知事　　様

小山市長　　印

避難所開設報告について

このことについて、　　月　　日に発生した　　害により、下記のとおり避難所を開設したので報告します。

記

No.	開設日時	開設場所	収容人員	開設期間の見込み	備考
1	月　日 時　分		人		
2	月　日 時　分		人		
3	月　日 時　分		人		
4	月　日 時　分		人		
5	月　日 時　分		人		
6	月　日 時　分		人		
7	月　日 時　分		人		
8	月　日 時　分		人		
9	月　日 時　分		人		
10	月　日 時　分		人		

様式７

避難所

避難所状況報告書

報告日時	月　　日（　　）　　時　　分		
避難所管理者名		報告者名	

避難者の内訳		男	女	計	特記事項
	乳児				
	幼児				
	小学生				
	中学生				
	高校生･大学生				
	成人				
	高齢者 (65才以上)				
	障がい者				
	外国人				

必要な物資	種別	品名等	数量	備考
	食料			
	飲料水			

【避難所の状況など】

様式８

避難所

避難者名簿

報告日時	月　　日（　　）　　時　　分	
避難所管理者名		報告者名	

No.	氏名	住所	年齢	性別	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

様式９

物資受払簿（集積所用）

集積所

種別		品名	

月日	納入元	受入数	払出先	払出数	残数

様式10

物資受払簿（避難所用）

集積所

種別		品名	

月日	納入元	受入数	払出数	現在数	備考

様式11

小災本第　号

平成　　年　　月　　日

様

小山市長　　印

職員の派遣要請について

このことについて、災害対策基本法第29条の規定に基づき、職員の派遣を要請します。

記

１　災害の状況

２　派遣を要請する理由

３　派遣を要請する職員の職種別人員数

４　派遣を必要とする期間

５　派遣される職員の給与その他の勤務条件

６　その他必要事項

【連絡先】

部　　課

担当

TEL

FAX

様式12

小災本第　号
平成　　年　　月　　日

栃木県知事　様

小山市長　　印

職員の派遣のあっせんについて

このことについて、災害対策基本法第30条の規定に基づき、職員の派遣のあっせんを要請します。

記

１　災害の状況

２　派遣を要請する理由

３　派遣を要請する職員の職種別人員数

４　派遣を必要とする期間

５　派遣される職員の給与その他の勤務条件

６　その他必要事項

【連絡先】
部　　課
担当
TEL
FAX

様式13

小災本第　号
平成　　年　　月　　日

栃木県知事　　様
　市町村長　様

小山市長　　印

職員の応援要請について

このことについて、災害対策基本法第67・68条の規定に基づき、職員の応援を要請します。

記

１　災害の状況

２　応援を求める理由

３　応援を希望する期間

４　応援を希望する内容

５　その他参考事項

【連絡先】
　　部　　課
担当
TEL
FAX

様式14

小災本第　号
平成　　年　　月　　日

栃木県知事　様

小山市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況

２　派遣を要請する理由

３　派遣を希望する期間

４　派遣を希望する区域、内容
（１）活動区域

（２）活動内容

５　その他参考事項

【連絡先】
部　　課
担当
TEL
FAX

様式15

小災本第　号
平成　　年　　月　　日

栃木県知事　様

小山市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

このことについて、　年　月　日付け小災本第　　号で要請した災害派遣について、下記のとおり撤収を要請します。

記

１　撤収期日
　　年　　月　　日

２　撤収理由

３　備考

【連絡先】
部　　課
担当
TEL
FAX

様式16

○○第○○○号
平成　　年　　月　　日

栃木県知事　○　○　○　○　様

○○○市町村長　　○　○　○　○　印

災害救助法の適用について（要請）

このことについて、平成○○年○○月○○日からの大雨により○○○市町村において発生した災害について、下記のとおり災害救助法施行令第１条第１項第４号に基づく災害救助法の適用について申請します。

記

１　適用市町村　　○○○市町村
２　適用の内容　　災害救助法施行令第１条第１項第４号
（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたこと。）
３　適用年月日　　平成○○年○○月○○日
４　適用すべき理由

５　被害状況
例）死者、行方不明、負傷者、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等の状況
６　○○○市町村の対応状況
例）災害対策本部設置日時、県に対する自衛隊派遣要請日時等

資料10　防災協定関係

10－１　防災協定締結先一覧

（自治体）

番号	協　　定　　名	締　　結　　先	締　　結　　日
10-2-1	災害時における市町村相互応援に関する協定	県内市町村	平成８年７月30日
10-2-2	災害時における相互応援に関する要綱	北関東・新潟地域連携軸推進協議会	平成８年10月14日
10-2-3	災害時における小山市と葛飾区との相互応援に関する協定	東京都葛飾区	平成８年11月13日
10-2-4	災害時における相互応援に関する協定	茨城県結城市	平成22年３月29日
10-2-5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省　関東地方整備局	平成23年４月18日
10-2-6	小山市と大崎市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市	平成23年11月３日

（民間）

番号	協　　定　　名	締　　結　　先	締　　結　　日
10-2-7	災害時における緊急輸送の協力に関する協定	栃木県トラック協会小山支部	平成９年７月14日
10-2-8	災害時における小山郵便局、小山市間の協力に関する覚書	小山郵便局	平成９年10月24日
10-2-9	災害時の医療救護活動に関する協定	小山地区医師会	平成12年３月27日
10-2-10	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン株式会社ジャスコ小山店	平成18年７月12日
10-2-11	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山建設業協同組合	平成18年12月11日
10-2-12	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山市管工事業協同組合	平成18年12月11日
10-2-13	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山市電気設備業協会	平成18年12月11日
10-2-14	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山市造園建設業協会	平成18年12月11日

10-2-15	災害時における食糧及び生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合、とちぎよつ葉生活協同組合	平成19年11月21日
10-2-16	災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン小山営業所	平成20年１月30日
10-2-17	小山市と社団法人全国霊柩自動車協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	社団法人　全国霊柩自動車協会	平成21年１月23日
10-2-18	災害時における救援物資の供給協力に関する協定	利根コカ・コーラボトリング株式会社	平成21年11月12日
10-2-19	災害時における救援物資の供給協力に関する協定	サントリーフーズ株式会社、関東フーズサービス株式会社	平成22年12月16日
10-2-20	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市消防一水会	平成23年10月11日
10-2-21	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市消友会	平成23年10月11日
10-2-22	災害時における応急対策業務に関する協定	栃木県警親会小山支部	平成23年10月11日
10-2-23	災害時における応急対策業務に関する協定	公益社団法人　隊友会　栃木県隊友会小山支部	平成23年10月17日
10-2-24	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	株式会社伊藤園	平成24年３月11日
10-2-25	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町、栃木県建設業協会下都賀支部、警察署、消防、（合計１３機関）	平成24年10月29日
10-2-26	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	両毛ヤクルト販売株式会社	平成25年１月22日

10－２　各協定書

10－２－１　災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第12号及び第67条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

⑷　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

⑸　火葬場の提供及びあっせん

⑹　ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん

⑺　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣

⑻　ボランティアのあっせん

⑼　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第６号に掲げるものの品名、数量等

⑶　前条第７号に掲げるものの職種別人員

⑷　応援の場所及び経路

⑸　応援を希望する期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第４条　災害が発生し､被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

３　前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第６条　応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

（県の役割）

第８条　県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第９条　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害対策連絡会議の設置等）

第10条　この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

２　災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

（補則）

第11条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月30日

災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　協定第９条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表１（省略）のとおりとする。

（市町村の区分）

第３条　大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行なうため、別表２のとおり市町村を地域ごとに区分（以下「ブロック」という。）するものとする。

（応援ブロック）

第４条　被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表３に定める。

（応援職員の携行品）

第５条　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

第６条　被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第７条　協定第５条第１項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（経費の支払方法）

第８条　応援市町村が、協定第６条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

⑴　応援職員等の派遣については、前条に規定する額

⑵　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

⑶　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑷　車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

⑸　施設の提供については、借上料

⑹　協定第２条第９号に規定する事項については、その実施に要した額

２　前号に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に

請求するものとする。

（災害対策連絡会議）

第９条　協定第10条第２項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

２　災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

３　災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

⑴　応援体制に関する事項

⑵　備蓄体制に関する事項

⑶　防災訓練に関する事項

⑷　その他必要な事項

４　この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附　則

この実施細目は、平成８年７月30日から施行する。

別表１　（省略）

別表２　市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日光ブロック	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南那須ブロック	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩谷ブロック	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、粟野町
芳賀ブロック	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安足ブロック	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表３　応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳貿ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

10－２－２　北関東･新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

（連絡体制）

第２条　各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

２　構成市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。

３　構成市町村は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

（応援の要請）

第３条　災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

⑴　食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供

⑵　被災者救護に係る職員の派遣

⑶　被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供

⑷　被災者のための施設の提供及びあっせん

⑸　その他応急対策活動に必要な措置

２　事務局は、必要に応じ応急対策幹事と協議の上、構成市町村に応援を要請する。

（応援の実施）

第４条　構成市町村は要請内容に基づき、可能な範囲で応援に務めることとする。

（自主応援）

第５条　構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は応援する構成市町村が負担するものとする。

（情報等の交換）

第７条　構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

（事務局の代行）

第８条　事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

（協議）

第９条　この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議し

て定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成８年10月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年４月19日から施行する。

事務局	群馬県　高崎市
災害応急対策担当幹事	新潟県　新潟市
	栃木県　佐野市
	茨城県　水戸市

相互応援に関する連絡担当課

（平成８年10月14日現在）

県　名	市町村名	連絡担当課	電話番号	ＦＡＸ番号	備　　考
新潟県	新潟市	交通防災課	025(228)1000	025(224)0768	
	黒埼町	総務課	025(377)3101	025(378)7129	
	白根市	総務課	025(373)2111	025(373)3933	
	亀田町	総務課	025(381)2111	025(381)7090	
	横越村	総務課	025(385)2111	025(385)2410	
	新津市	総務課	0250(24)2111	0250(22)0228	
	小須戸町	総務課	0250(38)3111	0250(38)5210	
	田上町	総務課	0256(57)6222	0256(57)3112	
	加茂市	総務課	0256(52)0080	0256(53)2729	
	三条市	総務課	0256(34)5511	0256(35)6435	
	燕市	総務課	0256(63)4131	0256(63)9845	
	見附市	企画調整課	0258(62)1700	0258(63)1006	
	中之島町	総務課	0258(61)2010	0258(66)2238	
	長岡市	克雪防災課	0258(35)1122	0258(39)2278	
	越路町	総務課	0258(92)3111	0258(92)3333	
	柏崎市	人事庶務課	0257(23)5111	0257(21)5980	
	小千谷市	総務課	0258(83)3511	0258(83)2789	
	湯沢町	総務課	0257(84)3451	0257(80)6072	
群馬県	新治村	総務課	0278(64)0111	0278(64)0852	
	片品村	総務課	0278(58)2111	0278(58)2110	
	水上町	総務課	0278(72)2111	0278(72)4610	
	月夜野町	総務課	0278(62)2111	0278(62)2291	
	沼田市	総務課	0278(21)2111	0278(23)2205	
	小野上村	総務課	0279(59)2111	0279(59)2339	
	子持村	総務課	0279(24)1211	0279(24)6189	
	高山村	企画課	0279(63)2111	0279(63)2768	
	渋川市	行政課	0279(22)2111	0279(24)6541	
	昭和村	総務課	0278(24)5111	0278(22)4989	
	前橋市	生活課	0272(24)1111	0272(43)3522	
	群馬町	総務課	0273(73)1211	0273(73)8448	
	高崎市	庶務課	0273(23)5511	0273(27)6470	
	赤堀町	総務課	0270(62)1151	0270(62)7638	
	桐生市	総務課	0277(46)1111	0277(43)1001	
	伊勢崎市	行政課	0270(24)5111	0270(23)9800	
	東村	総務課	0270(62)1311	0270(62)5542	
	藪塚本町	総務課	0277(78)2111	0277(78)2168	
	太田市	総務課	0276(45)8181	0276(46)4368	
	館林市	企画課	0276(72)4111	0276(72)3297	
栃木県	足利市	消防総務課	028(632)2052	0284(42)9920	
	佐野市	行政課	0283(24)5111	0283(22)9104	
	田沼市	総務課	0283(61)1120	0283(62)6377	
	岩舟町	総務課	0282(55)3311	0282(55)3986	
	藤岡町	総務課	0282(62)3111	0282(62)4625	
	大平町	総務課	0282(43)9204	0282(43)8818	
	小山市	総務課	0285(22)9313	0285(22)8972	
	栃木市	総務課	0282(22)3535	0282(23)7506	
	都賀町	住民課	0282(29)1103	0282(27)7556	
	壬生町	総務課	0282(82)1234	0282(82)8262	
	石橋町	生活課	0285(52)1118	0285(52)1137	
	上三川町	総務課	0285(23)9115	0285(56)6868	
	真岡市	総務課	0285(83)8110	0285(82)1065	
	二宮町	総務課	0285(74)4804	0285(74)4806	
茨城県	下館市	企画課	0296(24)2111	0296(24)7333	
	協和町	総務課	0296(57)2511	0296(57)9956	
	大和村	総務課	0296(58)5111	0296(58)5115	
	岩瀬町	総務課	0296(75)3111	0296(75)5672	
	笠間市	総務課	0296(72)1111	0296(72)9452	
	友部町	総務課	0296(77)1101	0296(78)0612	
	水戸市	防災対策室	029(224)1111	029(232)0523	
	茨城町	生活環境課	029(292)1111	029(292)6748	
	ひたちなか市	自治防災課	029(273)0111	029(275)0039	

10－２－３　災害時における小山市と葛飾区との相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市又は葛飾区の両自治体において、災害が発生し、被災自治体単独では、十分な応急措置か実施できない場合に、被災自治体が相手自治体に要請する応援業務が円滑に実施されるよう、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第12号及び第67条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　被災自治体は、災害が発生した場合は、当該自治体の長の判断により、次の応援要請をすることができる。

⑴　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

⑷　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

⑸　救援及び救助活動並びに応急復旧に必要な職員の派遣

⑹　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　前条に規定する応援要請をする場合は、次の事項を合わせて通知するものとする。

⑴　前条第１号から第３号に掲げるものの品名、数量、搬入場所等

⑵　前条第４号に掲げた施設の規模、種類、収容人員等

⑶　前条第５号に掲げた職員の職種、人数、期間等

⑷　前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。ただし、被災地の情報収集活動に要した経費は、応援自治体の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、被災自治体の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災自治体と応援自治体との間で協議して定める。

（経費の一時繰替支弁）

第５条　被災自治体が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があった場合は、応援自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、担当部課が協議して、別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成８年11月13日

栃木県小山市中央町一丁目1番1号
小山市
代表者　　小山市長　　船田　　章
東京都葛飾区立石五丁目13番１号
葛飾区
代表者　　葛飾区長　　青木　　勇

10－２－４　災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市又は結城市に災害が発生し、被災自治体単独では、十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第12号及び第67条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　物資、資機材等の提供及びあっせん

ア　食糧、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両等

エ　被災者の一時収容のための施設

⑵　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣

⑶　ボランティアのあっせん

⑷　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災自治体は、次の事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

⑴　被害及び被害が予想される状況

⑵　前条第１号に掲げるものの品名、数量等

⑶　前条第２号に掲げるものの職種別人員

⑷　応援の場所及び経路

⑸　応援を必要とする期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第４条　災害が発生し､被災自治体との連絡が取れない場合かつ応援自治体が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　自主的に出動した応援自治体は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災自治体に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

３　前項による応援については、被災自治体からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は原則として､被災自治体の負担とする｡ただし､必要がある場合には、被災自治体と応援自治体との間で協議して定める。

２　応援自治体は、被災自治体が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、その活動に伴い死亡、負傷、又は疾病にかかった場合等の補償にかかる対応については、応援自治体が行うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途上において生じたものについては応援自治体が、賠償するものとする。

（連絡の窓口）

第７条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成22年３月29日

栃木県小山市中央町一丁目１番１号
小山市長　　大久保　寿夫

茨城県結城市大字結城１４４７
結城市長　　小西　栄造

10－２－５　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、小山市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

この協定は、小山市の地域について災害が発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　小山市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合。

二　小山市災害対策本部が設置された場合。

三　その他甲又は乙が必要とする場合。

（情報交換の内容）

甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること。

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（経費の負担）

第５条　情報連絡員派遣に要した費用は、甲の負担とする。

（平素の協力）

第６条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第７条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ、各１通を所有する。

平成23年４月18日

埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

栃木県小山市中央町１丁目１番１号

小山市長　　大久保　寿　夫

10－２－６　小山市と大崎市との災害時相互応援協定

小山市（以下「甲」という。）及び大崎市（以下「乙」という。）は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙の地域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号の災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）単独では十分な応急措置が実施できない場合に、同法第８条第２項第12号及び第67条第１項の規定に基づき、被災自治体の応急措置（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救援、救助、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣

⑷　前３号に掲げるもののほか、特に応援要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援要請をする被災自治体（以下「要請自治体」という。）は、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにして、第７条に規定する連絡担当部署を経由して、応援要請をし、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

⑴　災害及び被害の状況

⑵　前条第１号及び第２号に掲げる応援にあっては、品名及び数量

⑶　前条第３号に掲げる応援にあっては、派遣を必要とする職員の職種及び人員

⑷　応援を必要とする場所並びにその場所までの経路及び集結場所

⑸　応援を必要とする期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、応援に関し必要な事項

（応援活動の実施）

第４条　応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、業務に支障がない限り、速やかに応ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、応援要請を受ける側の自治体は、要請自治体からの応援要請を待っていては応急措置に支障が生じると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請自治体の負担とする。ただし、前条第２項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第６条　第２条第３号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。

２　派遣職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、応援自治体が補償するものとする。

３　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては要請自治体が、要請自治体への往復経路の途上で生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署をそれぞれ定めておくものとする。

２　連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成23年11月３日

栃木県小山市中央町一丁目１番１号
甲　小山市
小山市長　大久保　寿夫

宮城県大崎市古川七日町１番１号
乙　大崎市
大崎市長　伊　藤　康　志

平成　　年　　月　　日

様

長

災　害　時　応　援　要　請　書

（１）災害及び被害の状況

（２）応援要請の内容

①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材

項番	品　　名	数量	項番	品　　名	数量
1			4		
2			5		
3			6		

②被災者の救援・救助、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資

項番	品　　名	数量	項番	品　　名	数量
1			4		
2			5		
3			6		

（３）応援要員の職種及び派遣人員

項番	職種(業務内容)	人数	項番	職種(業務内容)	人数
1			4		
2			5		
3			6		

（４）応援を必要とする場所並びに応援物資の搬送経路及び集結場所

（５）応援を必要とする期間

平成　　年　　月　　日　か　ら

平成　　年　　月　　日　ま　で

（６）その他

10－２－７　災害時における緊急輸送の協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市内に地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）の発生時において小山市（以下「甲」という。）が社団法人栃木県トラック協会小山支部（以下「乙」という。）に緊急輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　小山市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況及び応援を要請する事由

⑵　応援を必要とする車両の種類、数量及び人員

⑶　応援を必要とする場所

⑷　応援を必要とする期間及び活動内容

⑸　その他必要となる事項

（協力の実施）

第３条　乙は前条による甲の要請を受けたときは､業務上の支障又は止むを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は前条に基づき協力した場合は、文書をもって速やかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

⑴　応援に従事した車両の種類、数量及び従事者氏名

⑵　走行距離及び走行区間

⑶　その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　甲の要請に基づき業務の実施にかかった経費は、甲が負担する。

（補償）

第６条　甲の要請に基づき、応援に従事した者がその業務により、負傷、疾病、障害又は死亡となった場合においては、本人及びその遺族に対し、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小山市条例第22号）の例により補償するものとする。

（連絡）

第７条　乙は、この協定により協力できる小山市内の自動車運送業者に関する車両の種類、数量及び人員等を５月末までに甲に通知するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要なことは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成９年７月14日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　船田　　章
乙　　小山市下国府塚十二町364
　　社団法人栃木県トラック協会
　　小山支部長　　萩元　義貞

応援要請書

平成　年　月　日

（社）栃木県トラック協会
小山支部長　様

小山市長　　印

次のとおり貨物自動車による輸送協力をお願いします。

記

１　必要車両　　大型トラック　　台
　　小型トラック　　台
　　＿＿＿＿＿＿　　台

２　必要期間　　月　日　時　～　　月　日　時

３　輸送物資

４　集合時間・場所　　（集合時間）　　月　日　時

（集合場所）

５　搬送先

６　その他

【連絡先】
部　課
担当
TEL
FAX

10－２－８　災害時における小山郵便局、小山市間の協力に関する覚書

小山郵便局（以下「甲」という。）及び小山市（以下「乙」という。）は、小山市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、小山市及び小山市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、小山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

⑴　災害救助法適用時における関東郵政局管内機関防災業務実施規程に基づく郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策

⑵　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

⑶　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の災害対策業務に支障のない範囲での提供

⑷　小山市内の郵便局又は小山市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

⑸　甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置

⑹　その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第６条　小山市内の郵便局は、小山市又は各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては小山郵便局総務課長、乙については小山市総務部長とする。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成９年10月24日

甲　　小山市城東１丁目13番16号
　　小山郵便局長
　　飯塚　安夫　　印

乙　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小 山 市 長
　　船田　　章　　印

10－２－９　災害時の医療救護活動に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と小山地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時において、甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害により乙の医療救護活動の必要が生じた場合は、文書若しくは電話等をもって乙に対し要請する。

（医療救護班の派遣）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、災害現場等に派遣する。

２　緊急のため止むを得ない場合は、甲から要請なくして乙の判断で医療救護班を編成し、災害現場等に派遣できる。この場合、乙は甲に報告し、承認を得る。

（医療救護班の業務）

第４条　乙の派遣する医療救護班は、次の医療救護活動を実施する。

⑴　傷病者に対する応急処置

⑵　傷病者を後方医療施設への転送及び転送順位の決定

⑶　死亡の確認

（医療救護班への指揮）

第５条　乙の派遣する医療救護班への指揮については、医療救護活動の総合調整を図るため、甲の指定する者が行う。

（医療救護班の輸送）

第６条　甲は、乙の派遣する医療救護班が円滑な医療救護活動ができるよう、医療救護班の輸送に必要な措置をとる。

（医薬品・医療資器材等の供給）

第７条　乙の派遣する医療救護班の使用する医薬品・医療資器材等については、原則として甲が供給するが、供給不足の場合は当該救護班が携行するものを使用する。

（医療費）

第８条　救護所及び災害現場での医療費は無料とする。

２　後方医療機関における医療費は患者負担とする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

⑴　医療救護班が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

⑵　医療救護班が携行し使用した医薬品・医療資器材等の実費

⑶　医療救譲班の構成員が医療救護活動に従事したことにより、負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合の扶助費

２　前項に定める費用弁償等の範囲及び額については、別に定める。

（細目）

第10条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項について、又は、この協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。

２　前項の期間満了日の１月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成12年３月27日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　船田　　章

乙　　小山市天神町１丁目９番22号
　　小山地区医師会長　　近藤　洋一

災害時の医療救護活動に関する協定実施細則

小山市（以下「甲」という。）と小山地区医師会（以下「乙」という。）とは、平成12年３月27日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のように細則を締結する。

（医療救護班の構成）

第１条　乙は、協定第３条に基づく医療救護班の構成を、原則次のとおりとする。

⑴　医師

⑵　看護師

⑶　事務員

（医療救護活動の報告）

第２条　乙は、協定第３条に基づき医療救護班を派遣した場合は、当該医療救護班の行う救護活動の終了後、速やかに次に掲げる書類を甲に提出する。

⑴　医療救護班活動状況報告書（様式第１号）

⑵　医療救護班員名簿（様式第２号）

⑶　医薬品・医療資器材等使用報告書（様式第３号）

（事故報告書）

第３条　乙は、協定第４条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合は、事故報告書（様式第４号）により、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第４条　協定第９条第１項第１号に規定する医療救護班の編成及び派遣に係る経費並びに第２号に規定する使用した医薬品・医療資器材等に係る実費弁償の範囲及び額は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるものを参考とし、その範囲内とする。

２　協定第９条第１項第３号に規定する扶助金の範囲及び額は、災害救助法施行令の定めるものを参考とし、その範囲内とする。

（費用弁償の請求）

第５条　協定第９条第１項第１号、第２号に規定する経費及び額については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、実費弁償請求書（様式第５号）により、甲に請求する。

２　協定第９条第１項第３号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者は、扶助金支給申請書（様式第６号）により、甲に請求する。

（支払）

第６条　甲は、前条の規定による費用弁償の請求を受理したときは、関係書類を確認のうえ、速やかに支払う。

この細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成12年３月27日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　船田　　章
乙　　小山市天神町１丁目９番22号
　　小山地区医師会長　　近藤　洋一

10－２－10　災害時における防災活動協力に関する協定書

小山市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ小山店（以下「乙」という。）は、災害時における防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、小山市域で地震、風水害等による大規模災害が発生したときの被災者の応急救助等に係る防災協力活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

⑴　災害時応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。

⑵　乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。

⑶　乙の店舗及び乙の関係において保有する生活必需物資等を供給すること。

⑷　乙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

⑸　乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

２　甲及び乙は、必要に応じて前項に定めがない事項について相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第３条　前条の規定による甲及び乙の協力要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、協定期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項第３号及び同条第２項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第７条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに相互連携

を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（協力の免除）

第８条　乙が被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて第２条に規定する協力内容の一部又は全部を行わないことができるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成18年７月13日から平成19年７月12日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成18年７月12日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　大久保　寿夫　　㊞

乙　　小山市中久喜1467－１
　　イオン株式会社
　　ジャスコ小山店
　　店　　長　　松原　喜佐雄　　㊞

10－２－11　地域防災における応急対策の協力に関する協定（小山建設業協同組合）

小山市（以下「甲」という。）と小山建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る活動（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市内において災害が発生した場合に、甲が必要と認める応急活動について、乙の積極的な協力を得ることにより、迅速かつ的確に対応するため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙が行う応急活動は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　道路等の障害物の除去及び破損箇所に対する応急措置

⑵　がけ崩れ等の土砂災害に対する応急措置

⑶　道路や危険箇所の巡回

⑷　応急活動に必要な資機材、物資及び人員の提供

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、乙の協力が必要と認めたときは、甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、事態急迫のために文書をもって要請する暇がない場合においては、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に遅滞なく文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況及び応急活動を要請する事由

⑵　応急活動に必要な人員及び資機材の種類・数量

⑶　応急活動を必要とする場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は前条の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の指定する職員の指示に従い、又は前条の要請事項に従い応急活動に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は第３条の規定に基づき応急活動に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を報告するとともに、その業務を完了した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、遅滞なく甲に報告するものとする。

⑴　応急活動に従事した者の氏名及びその者の作業に従事した時間

⑵　応急活動に使用した資機材の種類・数量及び稼働時間

⑶　応急活動を実施した場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に際し付記すべき事項

（経費の負担）

第６条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は、甲の算出した額を基準に、甲乙協議の上定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第７条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動を実施した際、第三者に対し損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

（補償）

第８条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、その業務の遂行により、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の、その者又はその者の遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとし、同法の適用がない場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小山市条例第22号）の例により補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力及び有効期間）

第10条　平成９年７月18日に甲及び乙が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」を廃止し、新たにこの協定を、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の申し出がない限り、この協定は更に１年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成18年12月11日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　大久保　寿夫

乙　　小山市立木1462番地２
　　小山建設業協同組合
　　理事長　　板橋　　幸雄

10－２－12　地域防災における応急対策の協力に関する協定（小山市管工事業協同組合）

小山市（以下「甲」という。）と小山市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る活動（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市内において災害が発生した場合に、甲が必要と認める応急活動について、乙の積極的な協力を得ることにより、迅速かつ的確に対応するため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙が行う応急活動は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　被災した水道設備等の応急措置

⑵　応急活動に必要な資機材、物資及び人員の提供

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、乙の協力が必要と認めたときは、甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、事態急迫のために文書をもって要請する暇がない場合においては、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に遅滞なく文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況及び応急活動を要請する事由

⑵　応急活動に必要な人員及び資機材の種類・数量

⑶　応急活動を必要とする場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は前条の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の指定する職員の指示に従い、又は前条の要請事項に従い応急活動に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は第３条の規定に基づき応急活動に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を報告するとともに、その業務を完了した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、遅滞なく甲に報告するものとする。

⑴　応急活動に従事した者の氏名及びその者の作業に従事した時間

⑵　応急活動に使用した資機材の種類・数量及び稼働時間

⑶　応急活動を実施した場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に際し付記すべき事項

（経費の負担）

第６条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は、甲の算出した額を基準に、甲乙協議の上定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第７条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動を実施した際、第三者に対し損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

（補償）

第８条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、その業務の遂行により、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の、その者又はその者の遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとし、同法の適用がない場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小山市条例第22号）の例により補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力及び有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の申し出がない限り、この協定は更に１年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成18年12月11日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　大久保　寿夫
乙　　小山市渋井789－７
　　小山市管工事業協同組合
　　理事長　　津布久　正明

10－２－13　地域防災における応急対策の協力に関する協定(小山市電気設備業協会)

小山市（以下「甲」という。）と小山市電気設備業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る活動（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市内において災害が発生した場合に、甲が必要と認める応急活動について、乙の積極的な協力を得ることにより、迅速かつ的確に対応するため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙が行う応急活動は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　被災した電気設備等の応急措置

⑵　応急活動に必要な資機材、物資及び人員の提供

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、乙の協力が必要と認めたときは、甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、事態急迫のために文書をもって要請する暇がない場合においては、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に遅滞なく文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況及び応急活動を要請する事由

⑵　応急活動に必要な人員及び資機材の種類・数量

⑶　応急活動を必要とする場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は前条の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の指定する職員の指示に従い、又は前条の要請事項に従い応急活動に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は第３条の規定に基づき応急活動に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を報告するとともに、その業務を完了した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、遅滞なく甲に報告するものとする。

⑴　応急活動に従事した者の氏名及びその者の作業に従事した時間

⑵　応急活動に使用した資機材の種類・数量及び稼働時間

⑶　応急活動を実施した場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に際し付記すべき事項

（経費の負担）

第６条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は、甲の算出した額を基準に、甲乙協議の上定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第７条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動を実施した際、第三者に対し損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

（補償）

第８条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、その業務の遂行により、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の、その者又はその者の遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとし、同法の適用がない場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小山市条例第22号）の例により補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力及び有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の申し出がない限り、この協定は更に１年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成18年12月11日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　大久保　寿夫
乙　　小山市中久喜1733－１
　　小山市電気設備業協会
　　会長　　荒川　政昭

10－２－14　地域防災における応急対策の協力に関する協定(小山市造園建設業協会)

小山市（以下「甲」という。）と小山市造園建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る活動（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、小山市内において災害が発生した場合に、甲が必要と認める応急活動について、乙の積極的な協力を得ることにより、迅速かつ的確に対応するため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙が行う応急活動は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　避難所その他の公園における障害物の除去等の応急措置

⑵　応急活動に必要な資機材、物資及び人員の提供

（協力要請）

第３条　甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、乙の協力が必要と認めたときは、甲は乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、事態急迫のために文書をもって要請する暇がない場合においては、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に遅滞なく文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況及び応急活動を要請する事由

⑵　応急活動に必要な人員及び資機材の種類・数量

⑶　応急活動を必要とする場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は前条の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の指定する職員の指示に従い、又は前条の要請事項に従い応急活動に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は第３条の規定に基づき応急活動に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を報告するとともに、その業務を完了した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって、遅滞なく甲に報告するものとする。

⑴　応急活動に従事した者の氏名及びその者の作業に従事した時間

⑵　応急活動に使用した資機材の種類・数量及び稼働時間

⑶　応急活動を実施した場所、期間及び作業内容

⑷　その他応急活動に際し付記すべき事項

（経費の負担）

第６条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する経費は、甲の算出した額を基準に、甲乙協議の上定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第７条　乙が、第３条の規定に基づき応急活動を実施した際、第三者に対し損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

（補償）

第８条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、その業務の遂行により、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の、その者又はその者の遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償するものとし、同法の適用がない場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小山市条例第22号）の例により補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力及び有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の申し出がない限り、この協定は更に１年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成18年12月11日

甲　　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市長　　大久保　寿夫
乙　　小山市間々田1021
　　小山市造園建設業協会
　　会長　　田村　光司

10－２－15　災害時における食糧及び生活必需品等の確保に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と、とちぎコープ生活協同組合及びとちぎよつ葉生活協同組合（以下「乙」という。）は、小山市域内において、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、住民に食糧及び生活必需品等（以下「食糧等」という。）を供給する必要が生じた場合、乙が保有する食糧等を甲に優先的に供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時において乙の保有する食糧等の供給が必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書（別記様式）により、その供給の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出することができるものとする。

⑴　必要とする食糧等の品名及び数量

⑵　引渡しの日時及び場所

⑶　その他必要とする事項

２　前項の要請は、とちぎコープ生活協同組合に対し行うものとする。

（供給の協力）

第２条　乙は、前条の規定により甲から食糧等の供給の協力要請を受けたときは、乙の保有する食糧等を積極的に甲に供給するものとする。

（食糧等の運搬）

第３条　供給する食糧等の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取）

第４条　食糧等の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、乙の納品書等により供給食糧等を確認の上、これを引き取るものとする。

（食糧等の範囲）

第５条　乙は、供給可能な食糧等の品目及び数量等を常に把握するとともに、甲に定期的に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　第１条に規定する協力要請により乙が供給した食糧等に関する費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議の上決定するものとする。

（支払）

第７条　甲は、乙から前条の規定により決定された費用について請求されたときは、速やかにその支払いをするものとする。

（法令の遵守）

第８条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

（協議等）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（実施日）

第10条　この協定は、平成19年11月21日から実施する。

本協定締結の証として本書を３通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

甲　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市
　　小山市長　大久保　寿夫　　㊞

乙　宇都宮市川田町858番地
　　とちぎコープ生活協同組合
　　理事長　　竹内　明子　　㊞
　　小山市粟宮1223番地
　　とちぎよつ葉生活協同組合
　　理事長　　冨居　登美子　　㊞

別記様式

平成　　年　　月　　日

とちぎコープ生活協同組合　理事長　様

小山市長　　㊞

災害発生における食糧等の供給要請について

災害時における食糧及び生活必需品等の確保に関する協定（平成19年11月12日締結）により、食糧等の優先供給を下記のとおり要請します。

記

納入日時		
納入場所		
要請物資	品　名	数　量
備　　考		

10－２－16　災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と、株式会社レンタルのニッケン小山営業所（以下「乙」という。）は、小山市域内において、地震、風水害等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、乙が保有する応急対策用資機材等（以下「資機材等」という。）を甲に優先的に供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時において乙の保有する資機材等の供給が必要であると認めるときは、乙に対し、供給の協力を要請することができる。

（資機材の指定）

第２条　乙が供給する資機材等は、次表に掲げるものとする。

仮設トイレ　発電機　冷暖房器具　寝具　照明器具　テント　輸送用車両　机　椅子

２　前項に掲げるもののほか、甲は、必要とする資機材等を、甲乙協議の上、別に指定することができる。

（要請の手続）

第３条　甲は、第１条の規定により、乙に要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにした文書（別記様式）により、その供給の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出することができるものとする。

⑴　必要とする資機材等の品名及び数量

⑵　引渡しの日時及び場所

⑶　その他必要とする事項

（供給の協力）

第４条　乙は、前条の規定により甲から資機材等の供給の協力要請を受けたときは、乙の保有する資機材等を速やかに甲に供給するものとする。

（資機材等の運搬）

第５条　供給する資機材等の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（資機材等の引取）

第６条　資機材等の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、乙の納品書等により供給資機材等を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第７条　第１条に規定する協力要請により乙が供給した資機材等に関する費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議の上決定するものとする。

（支払）

第８条　甲は、乙から前条の規定により決定された費用について請求されたときは、速やかにその支払いをするものとする。

（協議等）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（実施日）

第10条　この協定は、平成20年１月30日から実施する。

本協定締結の証として本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成20年１月30日

甲　小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市
　　小山市長　大久保　寿夫

乙　小山市中久喜1413番地１
　　株式会社レンタルのニッケン小山営業所
　　所長　　早川　明男

別記様式

平成　　年　　月　　日

レンタルのニッケン小山営業所長　様

小山市長　　㊞

災害時における応急対策用資機材等の供給要請について

災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定（平成20年１月30日締結）により、資機材等の供給を下記のとおり要請します。

記

納入日時		
納入場所		
要請物資	品名	数量
備　　考		

10－２－17　小山市と社団法人全国霊柩自動車協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、小山市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等（乙が実施できるものに限る。以下同じ）の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小山市において災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

⑴　霊柩自動車等による遺体搬送

⑵　遺体の搬送等に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

⑶　その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力要請の手続）

第３条　甲が、乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したとき、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職名及び担当者氏名

⑵　要請の日時

⑶　要請の理由

⑷　要請の内容

⑸　履行場所及び履行期間

⑹　その他必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、第２条各号の規定による協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の規定による協力を実施したときは、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

⑴　遺体の搬送等に使用した霊柩自動車の台数、機材、資材及び消耗品の数

⑵　従事者数

⑶　履行の場所及び履行期間

⑷　遺体を搬送した回数及び搬送した遺体数

⑸　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする

２　乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第９条　第２条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては行政経営課の課長、乙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会栃木県支部長とする。

（災害時の情報提供）

第12条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

（守秘義務）

第13条　乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第14条　甲は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、霊柩自動車の待機場所、機材、資材、消耗品等の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

２　乙は、災害時における円滑な支援協力が図られるよう、この協定により支援協力のできる乙の会員名簿を毎年３月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第16条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年１月22日までとする。ただし、期間満了２箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出が無いときは、この協定を１年間更新し、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成21年１月23日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市
　　小山市長　　大久保　寿　夫

乙　東京都新宿区四谷三丁目２番
　　社団法人　全国霊柩自動車協会
　　会　　長　　坂　下　成

第１号様式

平成　　年　　月　　日

災　害　時　協　力　要　請　書

社団法人 全国霊柩自動車協会会長　様

小山市長

小山市と社団法人全国霊柩自動車協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職　名　　部　　課 氏　名　　電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要請理由	
要請内容	
要請場所	
要請期間	期　間：平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
備　　考	

第２号様式

平成　　年　　月　　日

災害時要請業務実施報告書

小山市長　様

社団法人全国霊柩自動車協会
会　長　　印

小山市と社団法人全国霊柩自動車協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職　名　　部　　課 氏　名　　電話番号	
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃	
実施業務内容		
使用物資・数量	○遺体輸送した車両台数 ・霊柩自動車　　台 ・その他の車両　　台 ○その他の役務等	
実施業務の従事者数		
履行の場所		
履行期間	期　間：平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
搬送回数・遺体数・走行距離	搬送回数	回
	遺体数	体
	走行距離	km
その他・備考		

添付書類　　実績報告書（１遺体輸送毎の運賃計算書等）

10－２－18　災害時における救援物資の供給協力に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、小山市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲の災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における救援物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における乙の甲に対する救援物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請があったとき、やむを得ない事由のない限り、次の各号の規定により協力するものとする。なお、本協定を円滑に運用するため、別途「災害時における救援物資の供給協力に関する協定書運用要項」を定めるものとする。

⑴　甲が被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で優先的に供給すること。

⑵　甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水を無償供給すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置するものとする。

⑶　飲料水等の供給に必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第３条　甲が、乙に協力を要請するときは、本協定の定める内容について救援物資供給要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとする。

２　乙は、救援物資を供給したときは、救援物資供給報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（協力の方法）

第４条　乙は第２条１号の規定により飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、第３条第２項の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。この場合において、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第７条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期限は１年間とする。ただし、期間満了２箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出が無いときは、この協定を１年間更新し、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成21年11月12日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
小山市長　　大久保　寿夫

乙　千葉県野田市中根310番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　マイケル・クームス

第１号様式（第３条関係）

要請番号　第　　号
平成　　年　　月　　日

利根コカ･コーラボトリング株式会社　様

小山市長　　㊞

救援物資供給要請書

災害時における救援物資の供給に関する協定（平成　　年　　月　　日締結）により、下記のとおり要請します。

記

要請の日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
要請内容 飲料水の 種類及び数量	
搬入希望日時 搬入希望場所	平成　　年　　月　　日（　　）　　時
要請担当者 氏名・電話番号	所属　　部　　課 氏名　　電話番号
災害対策本部設置日	平成　　年　　月　　日
備考	

第２号様式（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

小山市長　様

利根コカ･コーラボトリング株式会社

救援物資供給報告書

災害時における救援物資の供給に関する協定（平成　　年　　月　　日締結）により、下記のとおり飲料水の供給をしたので報告します。

記

要請書番号及び日付等	第　　号 平成　　年　　月　　日付
供給内容	
履行期日	平成　　年　　月　　日
履行の場所	
備考	

10－２－19　災害時における救援物資の供給協力に関する協定

小山市（以下「甲」という。）、サントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）及び関東フーズサービス株式会社（以下「丙」という。）は、小山市域内において地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生するおそれがあり、甲の災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における救援物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における乙、丙の甲に対する救援物資の供給協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　丙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請があったとき、やむを得ない事由のない限り、次の各号の規定により協力するものとする。

⑴　甲が被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で優先的に供給すること。

⑵　甲が管理する施設内に設置した、丙所有の災害対応型自動販売機内の飲料水等を無償供給すること。

⑶　飲料水等の供給に必要な役務を提供すること。

２　甲は、やむを得ない事由により、丙の協力が得られなくなった場合は、乙に対し直接協力を要請するものとし、乙は、やむを得ない事由のない限り、丙に代わり前項各号に定める協力をするものとする。

３　甲が管理する施設内に、丙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置するものとする。

４　本協定を円滑に運用するため、別途「災害時における救援物資の供給協力に関する協定書運用要項」を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　甲が、乙又は丙に協力を要請するときは、本協定の定める内容について救援物資供給要請書（第１号様式）を乙又は丙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとする。この場合においては、甲は、速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

２　乙又は丙が、救援物資を供給したときは、救援物資供給報告書（第２号様式）を提出するものとし、甲は、その中身及び個数を確認の上引き取るものとする。

（協力の方法）

第４条　乙又は丙が第２条１項の規定により飲料水等を供給する場合は、甲が指定する施設に、乙または丙、あるいは乙、丙の指定するものが搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第５条　乙または丙が供給した物資の対価は甲が負担し、その運搬費用については乙又は丙の負担とする。但し、災害に伴う特別な運搬費用が発生した場合は、甲、乙及び丙協議のうえ決定する。

２　前項の対価は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第７条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期限は１年間とする。ただし、期間満了２箇月前までに、甲、乙又は丙書面による解約の申し出が無いときは、この協定を１年間更新し、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成22年12月16日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
　　小山市
　　小山市長　大久保　寿夫

乙　埼玉県さいたま市大宮区桜木町１－11－９
　　ニッセイ大宮桜木町ビル６Ｆ
　　サントリーフーズ株式会社　関東・甲信越支社
　　支社長　　高橋　　稔

丙　栃木県小山市城北２丁目11番10号
　　関東フーズサービス株式会社
　　代表取締役　田山　僖一郎

第１号様式（第３条関係）

要請番号　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

小山市長　　㊞

救援物資供給要請書

災害時における救援物資の供給に関する協定（平成　　年　　月　　日締結）により、下記のとおり要請します。

記

要請の日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
要請内容 物資名及び数量	
搬入希望日時 搬入希望場所	平成　　年　　月　　日（　　）　　時 施設名： 住　所： 担当者： 電話番号：
要請担当者 氏名・電話番号	所　属：　　部　　課 氏　名： 電話番号：
災害対策本部設置日	平成　　年　　月　　日
備考	

第２号様式（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

小山市長　様

救援物資供給報告書

災害時における救援物資の供給に関する協定（平成　　年　　月　　日締結）により、下記のとおり飲料水の供給をしたので報告します。

記

要請書番号 及び日付等	第　　号 平成　　年　　月　　日付
供給内容 物資名及び数量	
搬入日時 搬入場所 搬入者	平成　　年　　月　　日（　）　　時 施設名： 納入者：
問合せ先 担当者氏名 電話・ＦＡＸ番号	所　属： 氏　名： 電話番号： FAX番号：
備考	

10－２－20　災害時における応急対策業務に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と小山市消防一水会（以下「乙」という。）は、小山市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲の災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における、甲が行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し必要な協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、乙の業務に支障がない限り、応急対策業務の実施について協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第３条　前条の規定に基づき甲が乙に対し協力を要請することができる応急対策業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　災害関連情報の収集及び伝達

⑵　出火防止及び初期消火活動

⑶　その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき応急対策業務の実施について乙に協力を要請するときは、応急対策業務要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとする。

（防災訓練への参加）

第５条　この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（費用の負担）

第６条　甲は、この協定に基づき乙が実施した応急対策業務に係る費用のうち、資機材の提供に要した費用を負担する。

２　前条の規定により乙が防災訓練等に参加した際の費用負担については、別途甲乙協議により決定する。

（費用の請求）

第７条　乙は、応急対策業務を実施した後、速やかに応急対策業務実施報告書（様式第２号）を提出することにより、応急対策業務に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（損害賠償等）

第８条　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、その活動に起因して死亡し、又は負傷し、若しくは罹患等した場合は、小山市市民活動災害補償保険の取扱いに準じて、甲が補償するものとする。

２　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、業務上第三者に損害を与えた場合、甲がその損害について賠償するものとする。ただし、損害のうち乙の責に帰すべき事由により生じたものについては、乙が賠償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間等）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による協定解約の申出がないときは、有効期間が１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

平成23年10月11日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
小山市長　大久保　寿夫

乙　栃木県小山市大字神鳥谷934
小山市消防一水会
会長　　池田　　毅

10－２－21　災害時における応急対策業務に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と小山市消友会（以下「乙」という。）は、小山市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲の災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における、甲が行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し必要な協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、乙の業務に支障がない限り、応急対策業務の実施について協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第３条　前条の規定に基づき甲が乙に対し協力を要請することができる応急対策業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　災害関連情報の収集及び伝達

⑵　出火防止及び初期消火活動

⑶　その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき応急対策業務の実施について乙に協力を要請するときは、応急対策業務要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとする。

（防災訓練への参加）

第５条　この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（費用の負担）

第６条　甲は、この協定に基づき乙が実施した応急対策業務に係る費用のうち、資機材の提供に要した費用を負担する。

２　前条の規定により乙が防災訓練等に参加した際の費用負担については、別途甲乙協議により決定する。

（費用の請求）

第７条　乙は、応急対策業務を実施した後、速やかに応急対策業務実施報告書（様式第２号）を提出することにより、応急対策業務に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（損害賠償等）

第８条　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、その活動に起因して死亡し、又は負傷し、若しくは罹患等した場合は、小山市市民活動災害補償保険の取扱いに準じて、甲が補償するものとする。

２　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、業務上第三者に損害を与えた場合、甲がその損害について賠償するものとする。ただし、損害のうち乙の責に帰すべき事由により生じたものについては、乙が賠償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間等）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による協定解約の申出がないときは、有効期間が１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

平成23年10月11日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
小山市長　大久保　寿夫

乙　栃木県小山市大字神鳥谷934
小山市消友会
会長　　高橋　良一

10－２－22　災害時における応急対策業務に関する協定

小山市（以下「甲」という。）栃木県警親会小山支部（以下「乙」という。）は、小山市域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲の災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における甲が行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し必要な協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、栃木県警察地域安全サポーター制度に基づく活動その他乙の業務に支障がない限り、応急対策業務の実施について協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第３条　前条の規定に基づき甲が乙に対し協力を要請することができる応急対策業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　災害関連情報の収集及び伝達

⑵　負傷者の救出及び救護の補助

⑶　要援護者の介護の補助

⑷　その他甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき応急対策業務の実施について乙に協力を要請するときは、応急対策業務要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとする。

（防災訓練等への参加）

第５条　この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（費用の負担）

第６条　甲は、この協定に基づき乙が実施した応急対策業務に係る費用のうち、資機材の提供に要した費用を負担する。

２　前条の規定により乙が防災訓練等に参加した際の費用負担については、別途甲乙協議により決定する。

（費用の請求）

第７条　乙は、応急対策業務を実施した後、速やかに応急対策業務実施報告書（様式第２号）を提出することにより、応急対策業務に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（損害賠償等）

第８条　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、その活動に起因して死亡し、又は負傷し、若しくは罹患等した場合は、小山市市民活動災害補償保険の取扱いに準じて、甲が補償するものとする。

２　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、業務上第三者に損害を与えた場合、甲がその損害について賠償するものとする。ただし、損害のうち乙の責に帰すべき事由により生じたものについては、乙が賠償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間等）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による協定解約の申出がないときは、有効期間が１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成23年10月11日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
小山市長　大久保　寿夫

乙　栃木県小山市若木町１丁目６番40号
栃木県警親会小山支部
支部長　　木村　元一

10－２－23　災害時における応急対策業務に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会栃木県隊友会小山支部（以下「乙」という。）は、小山市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲の災害対策本部が設置されたとき（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における、甲が行う応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し必要な協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、乙の業務に支障がない限り、応急対策業務の実施について協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第３条　前条の規定に基づき甲が乙に対し協力を要請することができる応急対策業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　災害関連情報の収集及び伝達

⑵　その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条の規定に基づき応急対策業務の実施について乙に協力を要請するときは、応急対策業務要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとする。

（防災訓練への参加）

第５条　この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（費用の負担）

第６条　甲は、この協定に基づき乙が実施した応急対策業務に係る費用のうち、資機材の提供に要した費用を負担する。

２　前条の規定により乙が防災訓練等に参加した際の費用負担については、別途甲乙協議により決定する。

（費用の請求）

第７条　乙は、応急対策業務を実施した後、速やかに応急対策業務実施報告書（第２号様式）を提出することにより、応急対策業務に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（損害賠償等）

第８条　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、その活動に起因して死亡し、又は負傷し、若しくは罹患等した場合は、小山市市民活動災害補償保険の取扱いに準じて、甲が補償するものとする。

２　この協定に基づく応急対策業務に従事した乙の構成員が、業務上第三者に損害を与えた場合、甲がその損害について賠償するものとする。ただし、損害のうち乙の責に帰すべき事由により生じたものについては、乙が賠償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間等）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による協定解約の申出がないときは、有効期間が１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成23年10月17日

甲　栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
小山市長　大久保　寿夫

乙　栃木県小山市城山町２丁目３番12号
公益社団法人隊友会栃木県隊友会小山支部
支部長　　福田　晏久

10－２－24　災害時における救援物資の提供協力に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、小山市の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が小山市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第１条　乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

⑴　甲が小山市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で優先的に提供すること。

⑵　甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。

⑶　前２号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第２条　甲が、前条第1号又は第３号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

３　前条第２号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

（協力の方法）

第３条　乙は、第２条１号の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第４条　甲は、第２条第２項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（疑義の決定）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、有効期間満了の２か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を１年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

（円滑な運用のための措置）

第７条　甲は、この協定を円滑に運用するため、別途「災害時における救援物資の供給協力に関する協定書運用要項」を定めるものとする。

この協定の締結を成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自１通を保有する。

平成24年３月11日

栃木県小山市中央町１丁目１番１号
甲　小山市
小山市長　　大久保　寿夫

東京都渋谷区本町三丁目47－10
乙　株式会社　伊藤園
代表取締役社長　本庄　大介

第１号様式（第２条関係）

要請番号　第　　号

平成　　年　　月　　日

株式会社　伊藤園　様

小山市長

救援物資供給要請書

災害時における救援物資の提供協力に関する協定第２条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請の日時	平成　　年　　月　　日（　）　　時　　分
要請内容 種類及び数量	
搬入希望日時	平成　　年　　月　　日（　）　　時
搬入希望場所	
要請担当者 氏名・電話番号	所属　　部　　課 氏名　　電話番号
備考	

第２号様式（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

小山市長　様

株式会社　伊藤園

救援物資提供報告書

災害時における救援物資の提供協力に関する協定第２条の規定により、下記のとおり飲料水の提供をしたので報告します。

記

要請書番号及び日付等	第　　号 平成　　年　　月　　日付
供給内容	
履行期日	平成　　年　　月　　日
履行の場所	
備考	

10－２－25　下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定

被災自治体（栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）と警察（栃木県小山警察署、栃木県栃木警察署、栃木県下野警察署）、消防（栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部）及び(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、その相互間において人命救助活動の強化に資するため、資機材、重機及び人員（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が被災自治体で発生し、警察及び消防が行う人命救助活動に際し、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　人命救助活動に関する協力の要請は、被災自治体から(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して行うものとする。

２　被災自治体を管轄する警察及び消防は、人命救助活動のため(社)栃木県建設業協会下都賀支部の協力が必要であると認める場合には、被災自治体に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた被災自治体は直ちに(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して前項の要請をするものとする。この場合において、緊急を要し、事前に被災自治体に依頼するいとまがないと認める時は、警察及び消防が(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して直接要請できるものとし、警察及び消防は、事後速やかにその事実を被災自治体に通知しなければならない。

３　(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り要請を受諾するものとする。

４　前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（報告）

第３条　(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、協定締結後、人命救助活動に実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに本協定加盟団体に提出するものとする。

２　名簿には業務協力者の緊急連絡先、従業員数及び建設費機材種別等について記載するものとする。

３　(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき、本協定加盟団体が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を本協定加盟団体に提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　この協定により、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が提供した資機材等の費用については、

被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、被災自治体が負担するものとする。

２　資機材等の提供を要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用を負担するものとする。

３　被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

（遵守事項）

第５条　この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

（１）この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。

（２）この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

（３）この協定に基づく人命救助活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

（従事者の補償）

第６条　従事した者が、当該活動により負傷、り患、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、同法の適用がない場合は、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年３月31日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに、本協定加盟団体のいずれからも申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度本協定加盟団体で協議して定めるものとする。

平成24年10月29日

栃木市入舟町７番26号
栃木市
市長　鈴木　俊美

小山市中央町１丁目１番１号
小山市
市長　大久保　寿夫

下野市小金井1127番地
下野市
市長　広瀬　寿雄

下都賀郡壬生町通町12番22号
壬生町
町長　小菅　一弥

下都賀郡野木町大字丸林571番地
野木町
町長　真瀬　宏子

下都賀郡岩舟町大字静5132番地２
岩舟町
町長　市村　隆

小山市若木町１丁目６番40号
栃木県小山警察署
署長　鬼木　精二

栃木県箱森町40番14号
栃木県栃木警察署
署長　小川　陽三

下野市下古山2451番地４１
栃木県下野警察署
署長　橋本　源一郎

栃木県平柳町１丁目34番５号
栃木市消防本部
消防長　中村　雅一

小山市大字神鳥谷934番地
小山市消防本部
消防長　宇賀　静男

下野市下石橋246番地１
石橋地区消防組合消防本部
消防長　橋本　昭三

栃木市本町10番10号
社団法人栃木県建設業協会下都賀支部
支部長　板橋　幸雄

10－２－26　災害時における救援物資の提供協力に関する協定

小山市（以下「甲」という。）と両毛ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、小山市の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が小山市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第１条　乙は、災害時に甲から救援物資の提供について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

⑴　甲が小山市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で優先的に提供すること。

⑵　甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。

⑶　前号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第２条　甲が、前条第1号又は第3号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

３　前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

（協力の方法）

第３条　乙は、前条第１項の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第４条　甲は、第２条第２項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（疑義の決定）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は１年間とする。ただし、有効期間満了の２か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を１年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

（円滑な運用のための措置）

第７条　甲は、この協定を円滑に運用するため、別途「災害時における救援物資の供給協力に関する協定書運用要項」を定めるものとする。

この協定の締結の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年１月22日

栃木県小山市中央町１丁目１番１号
甲　小山市
小山市長　　大久保　寿夫

栃木県足利市花園町25番地
乙　両毛ヤクルト販売　株式会社
代表取締役社長　　相馬　　稔

第１号様式（第２条関係）

要請番号　第　　号
平成　　年　　月　　日

両毛ヤクルト販売　株式会社　様

小山市長　　㊞

救援物資供給要請書

災害時における救援物資の供給に関する協定（平成　　年　　月　　日締結）により、下記のとおり要請します。

記

要請の日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
要請内容 飲料水の 種類及び数量	
搬入希望日時 搬入希望場所	平成　　年　　月　　日（　　）　　時
要請担当者 氏名・電話番号	所属　　部　　課 氏名　　電話番号
災害対策本部設置日	平成　　年　　月　　日
備考	

第２号様式（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

小山市長　様

両毛ヤクルト販売　株式会社

救援物資供給報告書

災害時における救援物資の供給に関する協定（平成　　年　　月　　日締結）により、下記のとおり飲料水の供給をしたので報告します。

記

要請書番号及び日付等	第　　号 平成　　年　　月　　日付
供給内容	
履行期日	平成　　年　　月　　日
履行の場所	
備考	

小山市地域防災計画（平成24年度版）
平成25年３月
発行　小山市防災会議